

平成28年白老町議会定例会6月会議会議録（第2号）

平成28年 6月22日（水曜日）

開 議 午前 10時00分

散 会 午後 4時40分

○議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君		

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸田安彦君

副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	岩 城 達 己 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	岡 村 幸 男 君
財 政 課 長	大 黒 克 己 君
企 画 課 長	高 尾 利 弘 君
地 域 振 興 課 長	高 橋 裕 明 君
経 済 振 興 課 長	森 玉 樹 君
農 林 水 産 課 長	本 間 力 君
生 活 環 境 課 長	山 本 康 正 君
町 民 課 長	畑 田 正 明 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	工 藤 智 寿 君
建 設 課 長	竹 田 敏 雄 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	田 尻 康 子 君
学 校 教 育 課 長	岩 本 寿 彦 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
消 防 長	中 村 諭 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
監 査 委 員	菅 原 道 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	南 光 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから、昨日に引き続き議会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、1番、山田和子議員、2番、小西秀延議員、3番、吉谷一孝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

通告順に従って、発言を許可いたします。

◇ 吉 田 和 子 君

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員、登壇願います。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田和子です。今定例会に2項目、10点について通告をいたしました。順次質問をいたします。

1. 白老町立国民健康保険病院改築基本構想について。

（1）総務省の示す北海道の地域医療構想を踏まえた新公立病院改革プランとの整合性は図られているのか伺います。

（2）町立病院改築基本方針として、平成27年度「改築基本構想」を策定、平成28年度の財政健全化プランの見直しにあわせて28年秋ごろまでに基本計画を策定するとしているが、町民の声、要望をどのように反映するのか伺います。

（3）町立病院の基本理念を「患者さんに信頼され、笑顔と思いやりのある病院づくり」とし、白老町の地域医療を確保することが最大の責務としています。

①基本構想を見る限りでは、建物は新しくなるものの、中身は現状維持もしくは縮小と受け取らざるを得ない内容であるが、町長の目指す病院のあり方について、収支バランス、一般会計からの繰り入れ等の病院経営も含めた考え方を伺います。

②小児科医療の確保は必要と考えるが、安心の子育て環境の整備は現在の診療体制で十分か、まちの考え方を伺います。

③地域包括ケアシステム構築における在宅訪問診療の拡大と体制整備を重要課題としているが、いつごろ実施とお考えか伺います。

(4) 今後の診療科等設置の方向性について。

人工透析診療科・リハビリテーション科の新設については実施は厳しい、病床数については 15 床の減、介護老人保健施設「きたこぶし」の経営存続は非常に厳しいとする方向性が示されたが、何を基準において検討されたのか伺います。

(5) 「町立病院の経営継続」の政治判断をされ、基本構想を策定する上で、有床診療所、家庭医制度について検討されたのか伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 「白老町立国民健康保険病院改築基本構想」についてのご質問であります。

1 項目めの「総務省の示す新公立病院改革ガイドラインとの整合性」についてであります。

町立病院改築基本構想は、総務省の示す「新公立病院改革ガイドライン」に基づく①施設の建設・建てかえ等を行う予定の公立病院における施設整備費等の抑制、②病床数削減等の見直しによる病床利用率の向上、③北海道地域医療構想及び地域包括ケアシステムの構築に向けての町立病院の果たすべき役割の明確化などを協議検討した上で策定しており、整合性は図られているものと考えております。

2 項目めの「町民の声、要望をどのように反映するか」についてであります。

「町立病院改築基本構想」の策定にあたっては、本年 1 月に町内会連合会や各町民団体等の代表者、町立病院運営審議会委員及び一般公募の方々を合わせた 10 名の委員による「町立病院改築協議会」を設置し、会議における各委員からの意見・要望等を聴取した上で、副町長を委員長とする「町立病院改築基本方針策定検討委員会」を開催し、同構想に盛り込む内容等を方針決定しております。

また、「町立病院改築基本計画」の策定には、引き続き同協議会を開催の上、委員からの意見等を聴取するとともに、「町立病院を守る友の会」の声やパブリックコメント実施など、多くの町民の方々のご意見等を拝聴する考えにあります。

3 項目めの 1 点目「目指すべき病院のあり方について、収支バランス、一般会計からの繰り入れ等の病院経営も含めた考え方」についてであります。

私が目指す町立病院のあり方につきましては、高齢化率の上昇や象徴空間施設の開設等交流人口の増加予測に伴う救急医療や安心して子育てを行うための小児医療の確保及び 3 連携施策における医療分野を担う機能等政策医療の確実な実行であり、このためにも常勤医師をはじめとする医療従事者の確保と定着に向けた方策の強化に努めるなど、白老町の地域医療の確保に全力を尽くす考えにあります。

また、新病院化においても入院・外来診療報酬等医業収益の増収対策や長期的に維持管理経費などのランニングコストを低減し、町一般会計繰入金を縮減できる病院づくりが求められることから、

病院経営改善を重要視した方針を掲げ、実践することが肝要と捉えております。

2点目の「小児科医療にかかる現在の診療体制」についてであります。

現在の小児科医療は、北海道大学病院小児科等出張医による外来診療であり、平成26年4月から病院経営改善の一環として「週5日制」から「木曜日を休診とする週4日体制」に変更するとともに、午後の診療受付時間を4時30分までに延長しております。なお、週4日体制の外来診療ですが、小児科外来患者数等に影響はなく、従来どおり乳幼児健診や各種予防接種等を遂行しており現状において特に問題が生じていないものと捉えております。

3点目の「地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療の提供体制」についてであります。

国では2025年度を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後までできるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を進めるとしております。

町立病院では、25年6月から内科常勤医1名、看護師1名の2名体制で平日における月2回の定期的な町内グループホームを中心とする在宅訪問診療を実施しておりますが、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとしては、さらなる在宅訪問診療の拡大と町内における訪問看護ステーション等との連携を図っていく考えにあります。

4項目目の「今後の診療科等設置の方向性」についてであります。

「町立病院改築基本構想」において、新病院に向けての懸案事項である人工透析診療科、リハビリテーション科新設を含む診療科の設定、必要病床規模、町立介護老人保健施設きたこぶしの方向性について、町として協議検討した現状の考え方についてお示したところであります。

人工透析診療科の新設につきましては、医療従事者の確保や高額な設備投資、維持管理経費に加え、特に夜間、休日及び災害発生時における専門医療従事者の常設配置が困難と見込まれ、患者の急変時対応においてリスクを伴う医療となる可能性などから、実施は厳しいものと捉えております。

リハビリテーション科の新設につきましては、近年、町内における通所リハビリテーション事業等を実施する事業者が増加している状況を鑑みて、現状の外科診療科の一環とするリハビリ業務を継続実施し、現有施設規模程度の機能訓練室や医療機器等の整備を最優先することが適切であるものと考えております。

必要病床規模につきましては、白老町の将来人口や入院患者数等から推計した将来的な入院患者数は30人から33人に推移するものと予測しており、総務省の指導事項である病床利用率70%以上の確保に加え、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療の後方支援として一定数の病床を維持する可能性などから、現状の病床数から15床を削減し救急病床3床を含む43床程度の保有を基本としているところであります。

きたこぶしの方向性につきましては、21年度の開設当初から現在までの入所者数推移と収支状況に加え、看護・介護職員の安定確保を含め総合的に判断した結果、今後さらに厳しい経営環境が続くことが予想されます。

また、21年度にきたこぶしを開設した当時、施設基準の緩和措置を受けたものの、新たに改築等を実施する場合緩和措置が適用されず、施設基準に応じた多大な設備投資が必要になるなど課題が多く点在し、経営存続は厳しいものと捉えております。

なお、以上の新病院化における懸案事項につきましては、今後策定する「町立病院改築基本計画」において最終的な方向性をお示しする考えにあります。

5項目めの「改築基本構想を策定する上で有床診療所、家庭医制度について検討されたか」についてであります。

有床診療所化につきましては、26年8月に町立病院の方向性を政策判断した際に、当面の病院経営のあり方として、経営規模別に評価すると、病院より収益性が低く、職員数などは病院規模とほとんど差がないことから、費用の削減効果が余り望めず、当面は地域医療における町立病院の役割を堅持するとしています。

このたび、病院改築基本構想を策定するにあたり、再度検討したところでありますが、救急や小児医療を確保し、3連携施策を推進するなど、白老町の地域医療を確保するために必要と考える経営規模については、現在の町立病院と同等規模の機能を有する病院が必要と判断しているところであります。

また、新病院化においては、現在の内科、外科、小児科、放射線科の4診療科を継続標榜するとともに常勤医師並びに道内医育大学等出張医師による診療体制を整備する方針にありますが、将来に向けて総合診療科の標榜や専門医を紹介する「かかりつけ医機能」を有する家庭医の配置などの検証を続けてまいる考えにあります。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。新公立病院改革ガイドラインを参考にして今回の構想もつくっているということで、整合性は図られているということでしたけれども、それでは20年度から策定し取り組んでこられました病院の改革プラン、その検証、評価をどう捉えたか、それがその新改革プランの中に生かされているかどうか、その点を伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 総務省で示す新公立病院のガイドラインの要旨ということで先にお話をしたいと思います。総務省では26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づく施策との連携ということで、地域医療連携の実現に向けた取り組みと連携する事項、ないしは地域包括ケアシステムの構築への取り組みや公立病院の新設、建てかえ等への地方財政措置の見直し等を見込んだ新たな公立病院のガイドラインが策定されております。旧ガイドラインにおきましては、経営指標にかかる数値目標の設定、特に評価を求める病床経常収支比率の向上等の経営の効率化、ないしは二次医療圏での連携などの医療機能の再編ネットワーク化、特に診療所化とか指定管理制度の導入などの経営形態の見直しの三つの視点で、こういう公立病院を進めるという趣旨でございま

したけれども、新たな公立病院のガイドラインにつきましては、この旧ガイドラインの三つの視点を継続して、北海道が示す将来の医療事業、医療機能ごとの病床数の必要量と整合性の取れた形での当該公立病院の具体的な将来像だとか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療の推進などの地域医療を含めた役割の明確化の四つの視点でやってございまして、それで先ほどご質問のありました、20年度の旧ガイドラインに基づく、それにつきましては確かに患者数が計画どおりいかないとか、病院の収支、そういう財政収支比率等が低かったということで、それをやはり検証しまして、途中で病院の経営改善計画等で将来的な患者数の目標値だとか、途中の病院の経営の収支的なものの目標値も途中で切りかえたということになってございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田和子でございます。今回の点検をして、それを今後生かすということは、考えてされているということなのですが、やはり数字的なことが上がらなかったということで、その一つの理由にやはり病院の老朽化と、それからアメニティの悪さというのは言っていましたので、これは今後の質問の中にもちょっと入ってきますけれども、そのことを確認しながら今後の質問をしていきたいというふうに思っております。

次に、25年9月に作成されました、今おっしゃいました町立病院の経営改善計画があります。これは32年までとなっておりますけれども、2年間は集中改革期間とって終わりました。その中で今後その点検評価、その2年の集中改革はされたのかどうか、何か問題点があったのかということと、また必要に応じて計画を改正するというふうに載っていますけれども、今回の病院改築構想、これからつくられる基本計画、そして新病院改革プランを受けての経営改善計画の改定は考えられているのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 現在、町といたしましては、今病院の改築基本構想を策定してございまして、あと病院の改築基本計画を今後策定する中で、改築基本計画に盛り込む改築事業費だとか、スケジュール、将来的な収支計画等が出てきますので、今現在うちの病院経営改善計画は32年までの計画期間ということで、まとめているところなのですが、その中でやはり改築事業費等にかかるものだとか、そういうものが多分30年以降のそういう四条予算等の、そういう収支的にはやはり変更するという部分もございまして、見直しをすることで新たな公立病院の改革プランということに、新しいうちのほうの改革プランということで見直しをかけたかと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。見直しということですので、今お話を伺っている段階では、今のまま継続ということがありありと見えるという、新しい病院の診療科のことは全然入っ

てきていないのだということを感じながら今聞いておりました。その点については今後また質問をしていきたいと思えます。もう1点、今まで本当に患者数がふえない、入院患者とそれから外部に対しての在宅の訪問医療の関係についても、やはりお医者さんが足りないというのが、本当にいつも同じような答弁で、それだけに厳しさがあるということは実感いたしました。ただ、新ガイドラインにもありますけども、医療スタッフの確保のために病院の改築を一つのめどとして、地域に関心を持って医療を志す観点から、積極的な研修医とか、それから医学生等の研修の受け入れに取り組んでいくというような、今後につなげていくというそういった考えは、将来の院長にかわる人がいないという話をきのうしていましたが、今後この町として育てていくというために、こういった方針をとるといことはお考えにならないか、伺いたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 医療スタッフの確保の問題につきましては、きのうも町長からもありましたけれども、なかなか今あるところとのかかわりからいけば、非常に大学の医局もだんだん細くなってきているというふうなこと、それから民間の派遣のところについても、やはり厳しい状況になってきているという、全体的な意味でそういう現象が起こってきております。その中で町独自で、では医者確保だとか、看護師確保だとか、医療技術者の確保というところをどういうふうにしてやっていくべきなのか。前の全員協議会のときにも、そういう意味では奨学生制度だとかというふうなことも含めて、どうなのだという声もありましたけれども、なかなか体制的に、例えばその奨学生制度をやったとしても、地域に返ってくる期間はある限られた期間ということになって、しっかりとしたその確保ができないというところもあるようです。このことについては、やはり広範囲に、きのう町長もおっしゃったように苫小牧との連携も含めて、苫小牧の医師会等々との関係も含めての確保は進めていかなければならないし、それからいろいろな院長のつてだとか、それから今いるお医者さん方のかかわりといいますか、人的なかわりを駆使しながら進めていかなければならない状況だと思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。今回の新公立病院のガイドラインの中に、こういった点を活用してはどうかということがあったのです。地域医療センターの活用、それから地域医療介護総合確保基金というのが道に設立されたはずですね。これを使って、その連携をしながら医療スタッフの確保の取り組みも進めることが大事だと書かれているのですが、この点こういったことを利用する、またこういったことを活用するというお考えはどうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） そのことにつきましては、やはりこの制度的なところのあり方について、十分こちらもこれからもしっかりとその内容的な部分の押さえだとか、それからそのかわりの問題だとかを捉えながら、生かせるものについてはやはり生かしていかなければ今の確保の問題

からいえば本当にできていけないので、十分そのところは検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。次へ進みます。町民の理解を得るということで、まずこの計画をつくるために町連合だとか、それから町民の代表とかということをやっていました。きのうの答弁の中で、調理病院を守る友の会の150人ぐらいの方々の意見を参考にしたというふうに答えておりました。要望の声がどういったところに反映をされましたか、その点伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 昨日、町立病院を守る友の会さんの地区懇談会等に私どもも出席いたしました。そういう7地区の地区懇談会がございまして、その中から156名程度の皆様からの病院の経営改善だとか、そういう例えば改築等に向けた貴重な意見をいただいたということでご答弁させていただきました。その中で、特に町立病院を守る友の会さんの地区懇談会の中の意見要望等につきましては、例えば外来診療、あとは診療科目に関する事、病棟の診療体制に関する事項だとか、病院の職員の応対等に関する事項だとか、施設全般にかかるということで、全体で大きく5つに分類してご答弁させていただきますけれども、まず例えば外来診療体制と診療科目等につきましては、やはり町民の方々は、例えば眼科でございますとか、耳鼻科、皮膚科、循環器内科等のいわゆる診療科の新設要望が確かにございます。そういうことと、例えば外来診療室における中待合室というのを設けているのですけれども、そちらにお医者様の声が聞こえるとか、そういうプライバシーに対する対策をすべきであろうとか、やはり診療終了後までの会計までの時間がちょっとかかっているとか、そういうものを改善していただきたいということと、特に病棟の診療体制等につきましては、現状の施設につきましては老朽化しているということがございますので、やはり病室が寒いだとか、あとはトイレが少ない、日当たりが悪いだとか、そういう苦情的なものほかに、やはり新病院化に向けましては入浴施設の充実だとか、ディルームですとか、そういう部分の設置をお願いしたいというご意見もございます。特に病院職員の応対等につきましては、受付の職員をはじめまして医師、看護師の患者に対する接遇意識の向上をもっとすべきであろう等々、あと時間外の救急患者の受け入れに対してももうちょっと適切にと、特にあと医師のほうからの説明がわかりにくいとか、あと総合相談室のPR不足など、そういう意見もいただいております。それとあと新病院化に向けました施設全体といたしましては、やはり患者が体を休めるためにできるだけ広さをもってほしいとか、明るく優しい雰囲気になる待合室だとかロビーの設置等、そういうことを考えていただきたいと。特に今後、施設をつくるにしても省エネだとか、省力的な施設設備が必要であろうとか、あと病院全般については、やはり新病院化になっても病院の経営安定化は重要であろうと。地域医療に根差した、そういう病院づくりを特にお願いしたいということの意見、要望等はいただいております。その中で特に病院の構想等に盛り込んでいます部門別の計画だとか、その中には十分に反映できるように考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） ほかにもまた診療科の設置、新しい設置もあったと思うのです。それと早期に病院を改築してほしいというのもあったと思うのですが、公立病院としてあらゆる機能を持つとしてもスタッフの確保、先ほどからいいましたように、勤務環境、それから一般会計の負担を含めて、まちとして病院として提供できないことがあると思います。説明責任がその分あると思うのです。そのことを、これは公立病院のガイドラインにも書かれておりますけれども、きちんと説明をする。それで一つ、二つ伺いたいのですけれども、今回要望の多い人工透析、リハビリテーション科が設置されると一般会計からの繰り入れというのはどれぐらいにふえるのか。財源が最終的には大きいのです。もちろん医師の確保とかありますけれども、必ずほとんど財源が出てきているのですが、もしこれが繰り入れるとしたらどれぐらいになるのか。それにきたこぶしが入るとどれぐらいになるのか、試算をされたかどうか。それと公立病院運営は町民の要望、声をお聞きしても収支バランスが課題になりますが、どこまで出せるのか。示すことがなければ厳しい、厳しいというだけでは町民は今後いろんなことでパブリックコメントをしたり、いろいろな声を聞くとしても、きちんとしたこちらの姿勢を示していかなければなかなか納得してもらえないのではないと思うのですが、その点どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 今後、病院の改築の事業費というか、改築に向けた総事業費等については、病院の改築基本計画のほうにお示しする考えにはございますけれども、今言われました、まずは人口透析等につきましては約 8,000 万円程度の機器類だとか、あとは施設、設備そういうものを含めて 8,000 万円程度かかるのではないかとということと、きたこぶし、以前療養病床から、きたこぶしに転換をしたときは施設の緩和措置があったのですけれども、今後施設をつくるには新しい施設基準に基づいたそういう設備づくりになりますので、きたこぶしの工事等を含めてやるとやはり 2億 5,000 万円以上の施設経費がかかるのではないかとことを一応試算はしてございます。全体の総事業費として、そのようにちょっと一般会計からの繰入金をどれだけ含むのかという計算はしているのですが、個別には今ここでお示しできないのですけれども、例えばきのうは病院の総事業費として 20 数億円程度かかるだろうという話の中で、やはり元利償還金のピーク時にかかるものといましては 1億 2,000 万円ぐらいの元利償還金はかさむという、そういう想定はしてございます。ということで申しわけないのですけれども、きたこぶしだとか人工透析等に係る単体のどれだけかかるかというのは、そこまでは計算してございません。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田和子でございます。今のこの数値というのは説明していくときに大変なのですと、繰り出しが大変なのですと、一般会計からの持ち出しが厳しくなるとできな

いのですという、そういう答弁をずっとしていますね。そうすると、ではどれぐらいかかるのと、あきらめるためにはこれだけは出せないのだということが示さなければ、町民というのは納得できないのではないかと私の単純な頭で考えています。町民もそんな詳しいことを聞いてもわからないのです。ただ、公立病院は町の一般会計から出さなければならない。本当は公営企業ですから、原則自分たちで運営をやっていかなければならないけれども、必ず公立ということで一般会計から繰り出さなければならない。それが厳しいから病院のあり方を今一生懸命やっているわけですが、ではこの三つのみんなの町民の希望があってもやらなかったらやらないだけの理由として、きちんと言わなければならないというふうに私は思うのですが、その辺がなかなか明確にされない。前回の私の質問のときにもどういった金額になるのかといったときも示されませんでしたので、示すことができないのか、それともそれを入れた計算はしていないのか、その辺明確にしてください。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今、病院の繰り出しが2億7,000万円ほど繰り出しております。そのほかに改築が今、野宮病院事務長のほうからあったように、改築での元利償還のお金はきっと1億4,000万円ぐらいがピーク時のところになるかと思えます。あと3つの診療科を含めて、きたこぶしを入れていくと、そこに繰り出しがあと約1億円ぐらいは繰り出しをしていかなければならない状況は生まれるのではないかとということです。細かな試算は、今、基本計画のところに入れる状況を踏まえて組んでおります。ただ、言えることは、今、2億7,000万円で繰り入れをしていっておる状況からは、かなりのところが、やはり透析の部門にかかるところが非常に大きな要素になるのではないかとこのように思っています。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） このところで町民説明のところで伺います。今、今後パブリックコメントもやっていくということで、もう1回この町立病院を守る友の会での協議を開催した上で委員からまた聴取しながら、町立病院を守る友の会のメンバーとも話し合ったり、パブリックコメントをしていくということなのですが、27年の秋ごろまでには基本計画つくるわけですね。間に合いますか。町民の声をしっかり受けとめて、それを生かすということが、あと3カ月ですね、4カ月あるかないかです。その間でそのことがきちんとできるというお考えで計画を進められていますか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） そのスケジュール感の持ち方なのですけれども、今、健全化プランの見直しをやる中でその中身とのかかわりで重視していかなければならない。それと、今までこの基本構想を出すまでの段階で大方の捉えはできたというふうに認識をしております。ですから、具体的な部分で今挙げられている診療科を、今回は開設は厳しいということで出している、そのところがしっかりと、今言った収支関係も含めて出せてくると、それと病院の建てる位置と、それから考えられるところは、今後のランニングコストの部分をどういうふうにしていくかと、そこら

辺あたりがあと詰められてくると十分時期的にはできてくるのかと思っております。町民の声の中で改築協議会を進めてきているのですけれども、先ほどの中にも話が出ましたような、町長のほうにも病院を守る友の会から要望書が上がっておりますし、それから改築協議会の中でも結構さまざまな意見があるのです。つくったらいいとか、だめだとかというふうなことも含めていろいろあるのですけれども、そのところが意見としては大体出ているのではないかというふうな押さえにたっておりますので、スケジュールに合わせて進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。3項目めの繰り出しについてはちょっと述べましたので、次にいきたいと思います。小児科についてです。安心安全の子育て対策の一環として、医療の確保は大きな位置を占めると考えます。その点から小児科医療は確保されております。週4日間ということで、木曜日がお休みということですが、1点、十分に行き渡っているというお話でしたが予防接種の種類が多くなりました。本当に幼児が行く日にちが多くなると思いますけれども、そういった対応。それからもう一つは、今、大変重要視されている5歳児健診です。これをやっていくとなると医者が小児科の関係でできないと前に答弁があったような気がします。それともう1点、胃がん対策の予防事業としてピロリ菌の除菌事業、これは胆振管内でかなりやっています。白老町も金額的には可能だけれども、やはりお医者さんの関係でというお話がありました。そういったことを含めると、それともう1点、民族象徴空間の整備が完了したときに修学旅行の子供だとか、観光客の子供さんが来たときに、そういったことにも対応するために小児科はつくっていくというお話がありました。これを週4日間で、きょうはいなかったとか、そういうことではなくてやはり5日間はきちんとできないのか、その辺のお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 戸田町長のご答弁にもございましたけれども、26年4月から一つは経営改善の一環ということで、北海道大学の小児科の出張医の先生の回数は週4日体制にしたということで、報償費及び旅費等についても約年間520万円ぐらいの削減効果にはなっております。それであと患者数につきましては、平成25年が1日平均6.8人、26年が6.2人、27年についても7.5人ということで、うちに来ていただいています小児科の患者数については数字的には変わってないということは一つございます。それと子供の予防接種につきましては、基本的に月曜日の午後と火曜日の午後を中心に健康福祉課の保健師がサポートした中で予約制という形で実施してはございます。という中で、あとは乳児検診等も月に1、2回ですか、うちの北大から来ている先生が健康福祉課のほうに行きまして、そういう健診業務にあたっているというところでございまして、現状のベースでは、確かに週5日体制ということでやるのが本当はベストだと思うのですけれども、現状の体制といたしましては、やはり週4日体制というところで今のところ問題はないのかとは捉えてございます。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） まず5歳児健診の関係でございます。5歳児健診は疾病等とい
いますか、発育の問題を発見するのではなくて、発達障がい等が発見するための健診かと思っ
ております。この中、今現状としましては、例えば月1回で3歳以上の保育園訪問等を行っている中で
保健師なり、または発達センターの職員が見守りの中で見守っている状況ですので、現段階として
は5歳児健診を行う考えではありません。ただ、有効性、必要性は考えていきたいと考えておりま
す。それとピロリ菌の関係でございますが、ピロリ菌の検査は今年度より全額負担ではございま
すが、40歳以上の町民の方、総合健診時に胃がん検診を行うときに全額自己負担でオプションと
して実施して、春、夏の総合検診に行うような形にしております。春におきましては約50%程度、
470人中、270人程度は受けている状況です。その中で中学校等のピロリ菌ですが、現状としま
しては全道におきましても17市町が実施している状況でございますので大体10%行っているかと思
っております。ここで今後このまま実施するかしないかはちょっと検討していきたいと考えている
状況でございます。○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 現状のままでいくということで、十分間に合うということで判断してよ
ろしいのですね。このことについて全部質問しようと思っておりませんので、ピロリ菌はまた後ほど
質問したいと思います。次に、医療介護総合確保推進法において、地域包括ケアシステムの構築を
目的の一つとしている、中でも将来の在宅医療の必要量を示すこととしています。そこで、医療と
介護が総合的に確保されること。在宅医療に関する公立病院としての役割を示し、住民の健康づく
りの強化にあたっての具体的機能を示す。そして地域包括ケアシステム構築への役割を明らかにす
るとありますが、こういったことはきちんと示されているかどうかということが1点。それから在
宅医療は改築とかかわらないですね。これはお医者さんの関係だと思っておりますが、体制が整ったら
実施するというふうに前に言うておりましたね。グループホームの訪問医療はわかっていますけれ
ども、在宅医療が一体いつの時期になるのか。お医者さんが揃わないうちはずっとやらないのか。
もしかしたら揃わないのでずっと揃いませんとっていくのか、その辺の考え方を伺いたいと思
います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 改築基本構想の戸田町長の目指すというか、病院の目指す方向性
の中に地域包括ケアシステムの構築ということで、在宅医療の提供ということ、それについては
今後も現在進めている訪問診療等を拡大していくと。そして今後、訪問看護ステーション等々の協
力によって在宅の提供体制をもっと拡大していくという話にはなっていますけれども、確かに在宅
の療養支援の病院化とか、そういうところにはちょっといろいろ課題はございますけれども、やは
り24時間、365日の往診だとか、訪問看護の体制等を、今、吉田議員言われますように確かに医
者の確保とか、そういうものが必要になるとは、増員確保とかそういうのが必要になるとは考えて

ございます。というところで、今後もこれは経営改善計画に載っているのですけれども、これについてはちょっと慎重に協議、検討というか、方向性を示していきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 在宅医療というのは、院外ベッドというふうに捉えて患者数の数に入ってくるわけですね。療養型と違って確か医療点数は高いと思うのですが、10年前に白老町議会で特別委員会をつくりまして各病院を視察いたしました。そして意見交換をして町のほうに報告として出しましたけれども、そのときにいろいろな病院を見させていただきました。本当にこれは先生方、白老町立病院の先生が悪いということではないです、私たちが行ったころの先生は在宅医療に大変力を注いでいました。藤澤病院の院長先生は、私はこのことに力を入れているということで、白老町に1回来てくださいと言ったら、そんな時間ないと、私には外に患者さんがいっぱいいる、中にもいるし、外にもいるのだと。やはりその訪問医療に対する姿勢だと思うのです。ですから全部整ってからやるということではなくて、時間をつくってやっていく。なぜかという、在宅医療訪問は月1回というのはほとんど基本だったと思うのです。24時間の夜の緊急の場合は、具合が悪いときはやはり救急車ではないかと私は思うのです。ですから訪問医療というふうに考えると、月1回の訪問で済むわけですが、その辺は厳しいのかどうなのか。やはりもう1人先生をふやさないとできないのかどうか、その辺をもう1回伺いたいと思います。それともう一つ答弁の中に、今後の中で訪問看護ステーションとのしっかり連携を図っていく考えにあるということが答弁としてありました。私もこの病院の視察に行ったときに、本当に病院経営をスムーズに生かせるために工夫をいろいろしていました。訪問看護ステーションを病院内に設置しているのです。1番良いと言っていました。本当に連携しやすく、その在宅している人の状況も意見交換をしやすいということ言っていました。ですから、今回の病院の改築に向けて訪問看護ステーションを病院内に設置するというお考えはないかどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 訪問診療等の在宅医療の提供体制というか、その整備体制については、確かに現在、訪問診療については内科の常勤医の先生1名と看護師1名の2名体制で、先ほど言いましたようにグループホームを中心とした、現在19件の在宅訪問診療を提供してございます。そういう中で、うちの医局会議等の中で、これからのやはり各先生方等の、それから協議、検討もありますけれども、やはりそれを治療のほかに先生方も訪問診療に行くだとか、そういうところの体制整備もちょっと検討はしたいと考えてございます。そして訪問看護ステーションの考え方なのですが、現在町内で運営している訪問看護ステーションに対しては、町立病院から訪問看護指示書というのがあるのですけれども、それが20件出ておりまして、そういうところで訪問看護ステーション等々の在宅医療にかかる在宅緩和ですか、そちらの連携は取っているというところで、ちょっと先ほど言いました新しい病院の中に訪問看護ステーションは設立するかというのは

ちょっとここでは現状では今は考えていないというか、ちょっと答弁は差し控えたいと思います。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 町民の意見を聞くのですね。私も町民の一人なのですが、訪問看護ステーションは検討していただきたいと思います。指示書を出してもやはりその答えがなければならぬわけですね。訪問して変化があったら随時お医者さんにきちんと報告をしなければならないと思うのです。そういう面で私は訪問看護ステーションのあり方をもうちょっと真剣に考えていただきたいというふうに思います。

次にいきたいと思います。診療科設置の方向性について伺います。まず人工透析、ちょっと今お話を伺っていてやらないのだというふうに思いながら聞いていました。10床で設置して、30名の患者数になることで黒字になるという、ある程度黒字になると構想を報告されておりますけれども、現在の透析患者72名いらっしゃいます。この希望調査はされたのかどうか。私、以前に調査をしたほうが良いというふうに言いました。ただ、病院ができるのが6年先ですか。そうすると本当に申しわけない言い方ですけれども、希望を今聞いても、その先はどうかかわからないですね。ですけれども、その状況判断するということは大事だと思うのです。まず、その希望調査されたかどうかということと、それから私今回質問するのに人工透析をやっている病院の院長先生に会わせていただきました。そしてお話を伺いました。72名の患者さんがいて、どうして30名確保されないのと言われました。反対にもっと拡大しなければならないのではないかと。もっとできるスペースをつくって本当に取り組んでいく必要があるのではないかと。そのなぜかはまた後ほど言いますけれども、そういうお話でした。その辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今、本町にはこの4月で74名、こちらで押さえている人数は74名というふうに押さえております。患者さんといいますか、透析を受けている方々については、全部についてはお話は聞いておりません。この間、吉田議員もおっしゃったように吉田議員も7名ほど聞いているとか、それから私どもも何人か話は聞いていたりしております。そういう中で、今後一人一人に対してアンケート、町立病院の中に人口透析科があればいいかどうかというふうなアンケートが、やり方としてはその声を聞くほうが1番いいのだと思うし、患者さん方の本当に思いは受けとめていきたいというふうに思っております。ただ、結果的にはきっとあればいいというふうな結論は私自身も皆さんそういうふうに思っているのだろうというふうに捉えております。ただ、私も専門的な立場の方からいろいろこの人工透析のあり方についてお話を少し賜ったのですが、今、全国的にいても、その透析医学会に登録している専門医という数は非常に少ないのです。そして北海道では今の段階で156名しかいらっしゃらない。率からいけば全国の2.9%だと。それも泌尿器科や腎臓内科等所属の専門といいますか、そういう泌尿器科専門のお医者さん方は、本当に数が少ない。自分が医者として内科が専門、外科が専門、そのほかにプラスで資格を取

ってやっている状況だというふうなことで、地域的にいってもなかなか、道内でいえば札幌圏内のところに、要するに内科もやる、外科もしながらと、そういうふうなことで透析するというふうになったら、札幌からやはり離れないほうがいいという意識が、やはりその中にはあるように言われていました。また、透析というふうにして一概に言うのだけれども、患者のその症状だとか内容によっては、一般的に私たちが考えているような透析治療ということだけではすまない。だから、例えばうちの町立病院に透析科を持つとしたら、どのような患者がいて、そしてどのような透析、その血液の確保も含めてしていかななくてはならないかということによっては非常に大きなやり方というか、大きな問題はそこに課題はあるのだということも聞いております。そういうことからいって、今いらっしゃる 74 名の透析を受けていらっしゃる方々の声も聞くようにはしていきたいとは思っておりますけれども、ただ、そのところでそれぞれの病院があればいい、ないほうがいいとかということではなくて、本当にご自分のしてほしいことが何なのかというあたり、その辺のところは個人情報とどういうふうにしてまたかかわるかどうかはちょっと検討しなければならない部分だと思いますけれども、声の部分はしっかりと受けとめていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 2 点目の人工透析を何で 10 床程度で試算したのかというところなのですが、当時、人工透析の診療にかかる収支の試算をしたときに、当然のこと透析ベッド 10 床ということで機械室とか、透析室の施設整備、医療機器類を整備すると試算してございますけれども、特に道内における人工透析を遂行している町立の病院等、国保病院等を調査したところではやはり 10 床程度のベッドが多いということと、初期投資で過剰にベッドをもし試算して、これはもっと高くなるということも考えまして、月曜日、水曜日、金曜日の二部透析と火曜日、木曜日、土曜日を一部透析として、最大 30 名程度の収容ということで想定して考えました。

○議長（山本浩平君） 5 番、吉田和子議員。

〔5 番 吉田和子君登壇〕

○5 番（吉田和子君） 今、お医者さんが本当に足りないということで、私は先ほどから言っておりますけれども、お医者さんも育てていかなければならないと思うのです。今、古俣副町長がおっしゃったように資格のある人というのは本当に少ないと。ただ、外科医もその資格を取ることができる、内科医もそうだと。そういったことの工夫というのはできるのですと私もお話を伺いました。泌尿器科の先生が少なくてもそういったことでできます。それから患者さんが 30 名もしかかるとしたら、その透析だけではないでしょう。ほかにもかかるのではないですかと、すると患者数は自然とふえますねと、そういうお話もされておりました。それともう一つ、臨床工学技師、この方も足りないとの間言っていたような気がするのですが、今、専門学校が 3 校あるそうです。年間 80 人ぐらいの方が卒業しているのですから足りないことはないのだそうです。ただ、5 年以上の経験を積まないとはやはり実施できないということで、先ほどおっしゃったように育てるということではやはりまだ先ですので、そういったことも含めて今後対応していくべきではないかというふうに思います。

もう1点、施設整備についてはリース式というのがあるのですね。今の機械を設置すると水周りとかいろいろなことがあると10年で入れかえなければならないというふうにっていましたので、リース式というのも考えられたかどうかというのを伺いたと思います。それから74名の患者さんがいますけど、予備軍の人が白老で453名いらっしゃるのです。だから将来的な見通しがつかないというのはちょっと違うのかと思うのですが、その点伺いたと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 私のほうで人工透析のリースについて試算をしたかという質問についてご答弁したいと思うのですが、人工透析の機器類については5,500万円くらいということで、それで機械及び透析室の施設整備を含んだものが2,500万円ということで、先ほど総計8,000万円とちょっとご答弁させていただきましたけれども、この透析の機器類をリースしたとして捉えた場合については、60回払いの5年リースで年利が1.78%として試算したところでは月額が102万8,000円の支払い額になるということで、年額としては約1,200万円くらいの費用負担にはなると思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 若いお医者さんの人材育成ということなので、その考え方だけちょっと述べたいと思うのですが、これは透析に限らずなのですが、今、地域医療、これは白老町ではなくてもっと大きな意味の地域医療なのですが、地域医療の役割分担が医師会の中でもお話しされていて、例えば白老町は総合病院ではないので、初期治療や一次医療でそれが間に合わないときには大きな病院の総合病院に行くという連携を昔からとっております。今後もそれは続けていくと思います。その中で人材育成という意味では、若手のお医者さんを今、医師会等々も含めて派遣とか、奨学金を出して何年かとかはいるのですが、その仕組みはそこで例えば就職をせずとその定年までいるという仕組みではないのです。それを考えますと人材育成という意味では2年、3年の研修のような形だったらいいのですが、例えば院長になる、責任者になるとか、医療をもっと経験を積むという意味ではやはり大きな病院でいろんな患者さんを診た中で育て、その経験がある意味地方に来ていただくという今仕組みなものですから、医師の確保は若い方をここで育てるのは今の現状では難しいというふうに考えていますし、ここではそういう意味では大きく育たない環境だと思っております。そこはやはり連携をしながら、今の院長のあとの医師の確保等々もやはりある程度経験した方が来てくれるのは理想だというふうに思っておりますので、医師の確保と人材育成という考え方については今、述べさせていただきました。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 吉田です。ちょっと私も勉強してきたことだけちょっとお話ししてこは終わりたいと思いますけれども、実際に経営している先生、90名の患者さんがいらっしゃるそうです。先ほどおっしゃったように3クールというのですか、そういうことでやっているのだそう

です。10年たちますけれども急変したというのは、今までの間で3名しかいないそうです。だからその人工透析の間に急変したときは救急車を呼んで、それぞれの大きな病院にちゃんと転送するという事なのです。そこで全部まかなえないということなのです。ただそういった救急で連携している病院があったら、経営をしていくためには決してできないことはないというふうなお話をされていました。それともう一つはやはり患者さんは大体、今横並びなのですね。36万人ぐらいいるとっていました、横並びでなぜそうかという、今までふえていたのですけれども、今横並びだと。なぜかという、特定健診とか検診率が上がっていることが、それを抑制されている。それはすごいことだと思ったのです。ただ、その中で大事なことは高齢者の割合がどんどんふえているということなのです。だから、白老町のように高齢化率の高いところはやはりその辺は真剣に捉えてやったほうがいいのではないかとされたのですが、その辺もし意見があれば伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、お聞かせていただいた実際におやりになっている先生からのお話に対しまして、今、苫小牧でも、うちの透析患者さんといわれている方々も、苫小牧のほうに今通っている方が、それも個人病院の泌尿器科に通っている方も何人もいらっしゃいます。その状況を見ますと、やはり出身が王子病院からだとか市立病院からというふうなところで、その経験というか泌尿器科をやっていて、個人病院の泌尿器科と、そういう関係での連携性は非常に強く持っていらっしゃるみたいです。そういう関係で本町の町立病院がその部分をどういうふうにして作り出すかというあたりは一つは考えられることだとは思っています。ただ、先ほどからあるようにやはり医師が確保、当初は確保できたとしても次につながっていく医師確保ができていくかというあたりも含めて考えないとならないと思っています。胆振管内でも豊浦の町立病院でも何か透析をやっていたと、けれども次の後任の医師の関係で結局はできないで、今は洞爺の病院のほうに行っているとか。それから例えば日赤もそういうような状況だということで、本当にしっかりとした将来的な部分も含めて考えていかなければなかなか難しい問題だとは思っております。ですから、いろんな今、吉田議員のほうからもご提案いただいたことも含めながら、どうすれば本当にいいのか。あればいいということもそうだけれども、ここになくてもその体制をどういうふうにつくっていったほうがいいのかだとか、そういうことも含めて、将来的なことも含めて、十分検討をさらに進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 検討して下さるということですので、構想を出されたときはもうしないのだと私も捉えたものですから、まだ検討される余地があるということで期待をしたいと思いません。

次、病床数について伺います。地域医療構想の中で、先ほど整合性を図るといっていましたけれ

ども、地域医療構想で 2025 年に向けた地域の必要病床数を示し、今回新聞に載っておりますけれども、東胆振は進む高齢化の対応として 117 床増と示されましたけれども、町は整合性を図ることなのですが、病床数を減らすということにはなっていますので、その辺の整合性をどう図られるのかということと、もう 1 点、58 床から 43 床にするということなのですが、これは 15 床の減少ですね。ただ、きたこぶしの 25 床、9 床も減らすという今考えですね。そうすると 44 床になるのです。44 床のベッドをなくするということにつながると思うのですが、これは本当に病床数のあり方というのは何を基本に考えるのか。先ほど言ったように改革プランに 70%と書かれていて 70%クリアできないから、70%は 30 名いたらクリアできるから、それで 43 名にしたのか。それとも病院を改築したら患者がふえる見込みというのはないのですか。改築前に老朽化と、それからアメニティが悪いから患者がほかに行くのだと言っていましたね。直したのになぜ入院患者が同じ数なのですか。その辺がちょっと不思議なのですけども。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 確かに新しい病院になったら、実際にどうなるかわからないけれども、新しい病院になったら来たいという患者はきっと多くなるのではないかというふうには思います。ただし、今私たちが押さえているところは、やはり人口減の問題をそこにベースにおきながら検討を進めていったときに、果たしてその状況が、この戸田町長の 1 問目の答弁にもございましたように、例えば入院患者の確保からいっても、ベッド数以上の入院患者の確保ができてくるのかと。そういうことから含めて試算をした結果でございます。ですから吉田議員がおっしゃるとおり、たくさん来る可能性は十分あるという期待はしたいと思っておりますけれども、なかなかそういうところで患者の確保ができてくるのか、そのところはやはり考えていかなければならないことかと思っております。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたしたいと思います。

休 憩 午 前 11 時 11 分

再 開 午 前 11 時 25 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5 番、吉田和子議員。

〔5 番 吉田和子君登壇〕

○5 番（吉田和子君） 5 番、吉田です。リハビリテーション科の設置について伺います。急性期後の受け入れをしていく病院としてやっていくということで打ち出されておりますけれども、地域医療構想の中での必要病床数の中で、リハビリや在宅復帰に向けた回復期のベッドが病院の必要ベッド数の中で 1 番多いのです。白老町はその回復期の患者を受け入れていくというふうになっています。その中で一つは、リハビリは今やっていると、20 人くらいの人でやっているという話なのですが、この新しくリハビリテーション科をつくと 100 平米にしなければならないという

話、いろいろな機械も揃えなければならないといっていますけれど、そうではなくて、揃えなくても、もう少し広げて患者さんの対応がもう少しできる幅を持たせることができないのか。どうしても 100 平米にしないと何か医療の点数の面で違うのか、その辺の考え方、柔軟性をもって考えられないのかと思うのですけれども、100 平米にして、こうやって機械を揃えて、こうやらなければリハビリテーション科はできないのですというのではなくて、今あるリハビリテーション科を拡大して、今施設があるかないかわかりませんが、今は施設ありますから、施設の対応をする、1 週間に 1 回とかでいいわけではないのです。老人の体とか、入院している人の体は動きませんから、毎日低下するのです。だから毎日のようにやらなければいけないのです。そういったことを考えると、施設を全部しなければならないからできないのではなくて、今ある設備を拡大しながらでもできないのか、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 診療報酬上の加算取得するためにやはりリハビリのこういう施設を 100 平米以上つくりなさいという運動器リハビリテーションだとか、脳のほうのリハビリテーション、そちらのほうにリハビリテーションの加算があるのですけれども、そういうところでそれを加算することによって診療報酬上やはり増加するのではという考えもあったのですけれども、現状の機能訓練室、約 50 平米くらいで半分ぐらいなのですけれども、そちらのほうで運動器リハビリテーション等の機器類を入れてやっていくことで、現状の患者数の確保と、あと特に理学療法士もいますのでそちらとの連携の中で、確かにニーズの拡大はできていけるのかと、そういう考え方は持っています。

○議長（山本浩平君） 5 番、吉田和子議員。

〔5 番 吉田和子君登壇〕

○5 番（吉田和子君） 5 番、吉田です。それと答弁の中にリハビリテーション科は町の現有の施設の中で町内でもリハビリテーション科を設置しているところが多いということが載っていましたね。そうしたら、白老町にその回復期で入院した患者さんをリハビリテーションが本当に必要な患者さんを入院施設から他の病院に通院させるのですか。そういうお考えになるのかと、私はずっと前の答弁とか、いろいろな答弁を聞いていて、白老町にはリハビリテーションを設置しているところがあるのでということで。町立病院で受け入れた患者はどういうふうにしてリハビリをきちんとやって回復してお家へ返すようにするのか。それをできないから、ほかの病院にそこから通ってもらうのですか。その辺が私はちょっと納得できないのです。やはり町立病院に入った方は町立病院の中できちんとリハビリができて、回復して家へ帰れるという体制をつくらなければならないと考えるのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） うちの病院の今後の地域医療の連携等も含めた中で、確かに急性期を脱した患者さん、それを回復期医療として受け入れると。そして確かに在宅復帰までというそ

うというイメージを持っているのですけれども、そういう中でやはり現状の先ほど言いました機能訓練室、ないしは医療機器類等で、現状の体制でとりあえずはやっていけるであろうという、そういう判断でございます。入院患者についても、うちの今鍼灸師が入院患者についても診ていますし、そういうところの連携でございますので、今後例えばうちのほうに外来で整形、急性期を脱した患者さん来られた方とか、そういうところについても今の機能訓練室の中で外科、整形の一環としてのそういう機能訓練というところで重要視すべきと、そのようには考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） では今のリハビリ科はそのまま今の形で継続するという事は、広さは広げないということですか。このままの広さ、50平米あると言っていましたけれども、そのままやっていけるのか。やはり加算を取るために機械をふやしていくということは平米数は広げなければならないと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。それと20名、今診ているということなのですが、最高その50平米でどれぐらいの患者さんが診られるのですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 現状の機能訓練室は先ほど50平米ということだったので、確かに施設を拡張することによって経費がかかるということも一つがございます。という部分も含めると、現状のやはり50平米程度の機能訓練室とそれに応じた機器類を確保するという事を前提に、何回も同じ答弁になるのですけれども考えてはございます。現状、今確かに人数20名程度ということではいっているのですけれども、そういうことによって、今後新病院の中に機能訓練室をつくれますので、そのことをPRすることによって人数もふやしていきたいとそうように考えています。最大についてはちょっと人数的には何とも言えないのですけれども、20名以上は間違いなく確保できます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。施設に関しては本当にこれは患者さんにとって回復期の病院を目指すのであれば、もうちょっときちんと平米数を、こちらに会議の委員長でもある副町長もいらっしゃいますけれども、もうちょっときちんと、患者がふえる可能性を考えて、あまりやったらだめなのかもしれませんけれども、やはりいる患者さんに十分なリハビリができる体制、リハビリテーション科をつくらなくてもいいです。リハビリがきちんとできて、回復して病院から帰れる、そういう体制をつくる。そのためには患者さんにとっては毎日のリハビリが必要なのです。そういうことも含めて、体制づくりをしっかりとやってもらいたい。これから検討になると思いますが、そのように申し上げておきたいと思っております。

次に、介護老人保健施設きたこぶしの存続について伺います。町における介護保険計画がありますけれども、来年19年がまた新しく見直しの年になっております。3年ごとに見直しをしますか

ら、これは病院ができるころにはこの次の次あたりになるのかというふうには思うのですが、これの整合性、きたこぶしは介護付きですので整合性が取れているのかどうかということと、介護保険担当課にはきちんとこのなくする可能性があるということは協議をされているのか、その点伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） きたこぶしの方向性については、病院の中というか、それだけではなくて副町長を委員長とするそういう病院の改築検討委員会の中で、当然のこと介護担当の課長さんもいらっしゃいますし、それとあとは健康福祉課長等のご意見も視野に入れてやっていますので、そういうところできたこぶしの方向性については、確かに検討委員会の中のご意見として受けている感じになっております。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 老健含めての介護保険事業計画に対しての影響についてということでは、まず介護保険の3施設の中に老健施設や特別養護老人ホーム、または介護療養型施設、これは公益的な入所施設といいまして、町内、町外の介護認定者の方が入所できる施設になってございます。そうしたことから、きたこぶしの老健施設に入っている方も含めて、町内には2カ所の老健施設もございますので、今第6期計画などもその中に、要するに町外の施設も視野に入れて白老町の利用者の方の推計値として、介護保険計画に入れているという状況になってございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。特別養護老人ホームが要介護3以上ということで決められましたね。病院に入所基準はないと思うのです。私はすごくあれなのですけど、そういった3以上しか入れませんとなると、その受け入れ場所、私も最近相談受けるのですけれども、入ってくるお金と入る施設のバランスが取れないと、入りたいけれども入れない。そして介護度が低いから特別養護老人ホームには入れない。どこへ行ったらいいでしょうという相談がすごく多いのです。だから、そういったことで今町内にあるいろいろな施設を勘案しながら、そして今回の答弁にもありますけれど、今きたこぶしに入っている人たちには受け入れ先は必ず調整するというふうに言っています。私はこれはすごく自分の中でえっと思ったのですけれども、自分たちに家族があって家を建てる時に親を見えていますね。そうしたら予算がちょっと合わないで親の部屋をつくることができないからおじいちゃん、おばあちゃん、ちょっとほかのところに行っちゃおうだと言うようなものだと私は思うのです。この病院を新しくするために、きたこぶしを運営するためのお金が出せないと、だからきたこぶしはなくしていくと、そういう方向性というのはそういうことにつながりませんか。行き先をきちんとするからいいということではないでしょう。入っている人たちがどんな思いになるかということは考えられていますか。自分の今、居場所がなくなるのです。そして行き場所きちんとしますと、計画の中にきちんと行くところつくりますから大丈夫ですと、そうい

う問題ではないです。今、自分がもしかしたらそこは老人保健施設だけどついの住みかになる人も多いのです。そういった中で私はどこへ行ったらいいのだろうと、動かされるのだろうかと。もうこの新聞に載っただけで不安に思っている人がたくさんいるのです。そういったことを含めて私はすごくこの中に思いやりがないと。町はお金がないということはわかっています。ないのだけれども、何かどこかで一つできないのかと。それが私は病床を減らすとか何とかいうこと以前に、このきたこぶしがなくなるということの、その意義というのはすごく大きいと思うのですけれど、その辺どのように捉えていますか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今、ご指摘があったように、やはりついの住みかといいますか、本当にここでどういうふうな人生の過ごし方をするかということの意味合いからいえば非常に大きな問題だということは重々捉えております。ただ、これは一つ新しくするとどうしても今の基準に合わせていかなければならない。そういう中でやはりコスト的な部分は、その個人に係るホテルコストが上がってくると。そういう分からいくと、他の町内にある介護施設含めて検討をする余地はそこにはあるのではないかということの意味合いでとっております。ですから、単純に財政的なところの問題だけではなくて、将来的な町全体の高齢化に対応するような体制づくりがどうなければならぬかということで、今民間も含めてそういう施設での対応ができてきている状況を鑑みたときに、今町立病院に 29 床を置いてあるきたこぶしのあり方についても、やはり考えなければならぬところだというふうにして、今回構想のほうには入れております。非常に難しい問題だということは、先ほどから出ているリハビリもそうです、それから透析もそうです、本当に皆さんの要望をあげれば、これは絶対こうしていくべきことかということとは十分私どもも押さえながらも、その中でもやはり全体的に考えたときにこれはこういう方法もある、これはこういう方法もあるのではないかと、そういう観点で今出しておる段階でございます。

○議長（山本浩平君） 5 番、吉田和子議員。

〔5 番 吉田和子君登壇〕

○5 番（吉田和子君） 5 番、吉田です。わかります。ただ、今ずっと言ってきましたけれども、全部やらない方向性で検討しているというふうには私は捉えられてどうしようもないのです。やれる方法で捉えているのはないです。ほとんどだからこういうことでできない、こういうことでできないということなのです。だけど私はこの中できたこぶしは本当にやる必要なものだというふうに思います。介護保険の課長が入ってやっているのですから、十分捉えていると思いますけれども、認知症の方は入っていないかもしれませんが、もちろん認知症の方の場所が変わることの高齢者に対しての体力的な精神的な負担というのはどれだけのものがあるかということは私も親を見ているのでわかります。私が親を見ていて、今家を建てるからおばあちゃんの部屋はなくなるというようなものです。だからそちらに行くところがあるからいいでしょうと、そのような感じがするのです、このずっと流れを見ていて。本当にその辺はやっていく方向性を見出せないのか。先

ほどおっしゃっていたようにホテルコストが今度かかるようになります。ただ、寿幸園ほどかからないと思います。あそこは1人部屋なので高いのです。だからそういったことも含めて、本当にそのあり方、公立病院が施設を簡単にやめてしまえばほかの施設も苦しくなったらみんなやめてしまいます。そういうことになるのです。今、介護施設はみんな苦しくなっているのです。介護人材がないのもみんな同じです。ところが公立でやっているところが簡単にやめるということは、ほかにもやめる病院をつくらせるということになりませんか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、吉田議員がおっしゃるところはまず私もしっかりと受けとめてご答弁申し上げたいと思うのですけれども、確かに公立病院といいますか、行政がもたなければならない、しっかり支えていかなければならない問題は、今吉田議員のおっしゃるとおりの部分で非常に大きなことだという認識は持っております。ただ、新しくしていく段階において、具体的に見積もりをしていったら、今度多床室というのがなくなってくる中で、では個別のユニット型になっていったときに、ではそのコストの問題だとか、そういうところを考えていったら、先ほどの答弁と重複しますけれども、ほかのところを将来的に考えていったらどうなのかというふうなことでの、あくまでも押さえでございますから、決して今いる皆さん、それから今後高齢化になっていってその自分の身をしっかりと持って最後まで尊厳をもって守っていくためにはどうするべきかというところは、いろんな観点からの議論は必要だというふうには認識しております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） きたこぶしは療養型病床の廃止の方向性を受けて、その受け皿の一つとして平成21年にきたこぶしが開設されました。国は医療の必要性が低い高齢者の社会的入院が問題となっており、療養病床を今33万床ありますけれども、平成29年度に14万床を廃止するというふうにしています。その受け皿として具体案を平成29年度中に決定するといっています。その一つが、医療外付型というのですか、病院、診療所と同じ敷地に併設するもので、利用者の負担も考えながら、この決定をしていくというのが載っていました。これは平成29年度中ですから、この計画にはちょっと間に合わないのかもしれませんが、この情報をしっかりとって、私は療養型に替わる病院に併設する新しい形のもので、その辺の検討を願いたいということと、それから、私たちが以前に四国に視察に行ったときに小規模居宅介護施設、これは19人なのですが、在宅で介護している人の面倒を見る施設ですけれど、それを市が建てて民間に運営を委託したのです。だからそういった方法も考えられるのではないかと思うのですけれども、その辺の検討課題として、お考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、お話がありました今後の高齢者介護の問題につきましては、なかなか今の中で私自身もまだ不勉強で見えない部分が正直なところあります。そういう中で今後どの

ように高齢者の介護問題を解決していくのかという中においては、いろんな形、今ご提案いただいたような形も一つの方法だとは認識はしたいと思いますが、ただ、これが本町においてやはりできていくのか、また違った形でやったほうがいいのか、そのところは病院関係だけではなくて、高齢者介護のところも含めてやはり検討をしていかなければならない課題だとは思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。今後の病院の運営に関してなのですが、これは病院事務長が悪いとかそういうことではないので聞いていただきたいと思います。経営形態は今までのとおりにやっていくということなのですが、今後の検討課題として医療経営の専門性の高まりが医療をめぐる環境の急激な変化とか、そういったことを踏まえて病院事業の経営改革に強い意識を持つ外部人材の活用、専門職員の採用をする、それからまた専門的なスキルを持つ職員の計画的育成と人材開発の強化が必要だというふうにいわれています。病院を運営していく人の設置の仕方についてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 病院の運営のあり方については、確かに今本町においても事務的な部分については、外部のほうから入れてやっている部分は確かにあるわけです。それ以上に運営の実を上げるという意味から、今きっとご提案されたことだと思いますけれども、どのような形で入れるのが本来的にいいのか、そして実際にその医療スタッフと、それから事務スタッフのかかわりがどういふふうにして連携を図っていけるのかどうかと、その辺のところもしっかり検証しなければならないところだと思うのです。ただ単に病院経営がよくなればいいということではなくて、やはり医療スタッフとの関係性を含めた中での一体化した病院改革がしっかりと行なわれていかなければならない問題だと思うので、それも一つの方法としては十分考えなくてはならないことではあるとは思いますが、今の段階でそれを取り入れた病院づくりをしていくということにはなかなか今、なりきれるところまではいっていないということだけは申し上げておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。今いろいろなことで述べましたけれども、最後に町長に伺いたいと思います。私も今回質問しながらやれやれということは簡単なのですが、町の財政がそれで厳しくなったら私は責任取れません、いつまでも議員をしているわけではありませんので。そういうことの葛藤をしながら今回質問をいたしました。それは町民の声だからです。そういうことをしっかり受けとめてもらいたいと思うのです。夕張市の病院経営のアドバイザーを務めた大学教授がこのように言っています。規模を縮小するだけでは経営は改善しないのだと。地域が必要とする医療機能を考え、町民の理解、それから町民がしっかりと応援をしてくれる、そういった病院

づくり、運営方針を成り立たせるモデルプランをきちんとつくって明確にして取り組んでいく必要があると言われております。今、これから基本構想ができ、基本計画をつくり、実施計画をやっていく、その中で私は今回ずっと質問をして、ほとんど厳しいといわれるものはやる方向性ではないというふうに捉えました。そうであればなぜ5年も6年も先にかかるのか。今の病院とほとんど変わらない体制でつくるのであれば、きのうも出ていましたけれども、もっと早くつくれないのか。今から20年前からもう課題として町立病院の改築はあったのではないですか。今ここにきてまたこれから5年も6年もかかるということは、今病院を守る友の会で運動されている方々も、もう限界がきているのではないかと私は思いますし、そういう面での町長の今後の方向性についての考え方を伺って終わります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まずこの町立病院のあり方ということでは、やはり町民との信頼関係で病院運営をきちんとしていくというのが1番大事だというふうに思っております。その中に技術的なことだったり、接遇のことだったり、またついてくると思いますので、まずは町民との信頼関係ということが大事な一つ重要な件だと思っております。ちょっと戻りますけれども、今古俣副町長お話した、スタッフの関係なのですが、つけ加えますと、今の院長と野宮病院事務長の信頼関係は大変厚くできているところでありますので、早急にまた外部の人ということではなくて、今二人三脚で頑張っておりますので、その辺は理解をしていただきたいと思っております。1年でも1日でも早くという思いは私も同じでございます。縮小のお話をしていますが、実はここまでに至るまでの経緯の中でベッド数も縮小という形では出していますが、その中にはやはり専門家から無床の診療所にしたほうが良いという参考意見もありました。そういうものを踏まえて今のベッド数とか診療科もできているというのはご理解をさせていただきたいと思っております。このままの診療科でベッド数を少なくすれば早くできるというのは私も考えとしては持っておりますが、やはり単費でやるわけではないので、そこには北海道や国の機関と協議をしながら、補助をもらうメニューも考えながら進めていかなければならないので、それは段取りとしては今のような形で進むというのがスケジュールであります。ただ、このスケジュールは1日でも早く行っていきたいと思っておりますので、その辺を国のほうにも北海道のほうにも伝えておりますし、私もそういう形で要望もしておりますので、まずは白老町としてきちんと計画をつくって、それを早目に国、道に提出して了解を得て、どんどん前倒しができれば、それは1年でも早くできるというふうに私も思っておりますので、そのようになるように努力をしたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） この後にも病院の質問をする方がいらっしゃると思いますので、さらに厳しい追及をしてくださるということですので、伺っていきたいというふうに考えております。

次の質問にいきたいと思います。

2項目め、成年後見人制度について伺っていきます。

(1) 白老町における成年後見人にかかわる相談状況と需要調査の実施の考え方について伺います。

(2) 平成 26 年 7 月に設置された成年後見人制度利用推進検討委員会の提言内容について伺います。

(3) 後見人になり得る市民に対する養成講座、情報提供、相談、助言など支援体制の充実を図り、人材育成と確保が自治体に求められているが、白老町の取り組み状況を伺います。また、町が実施したアンケート調査における養成講座受講希望に関する調査結果を伺います。

(4) 市民後見人制度の町における周知、啓発の状況について伺います。また、不正に対する監督強化に向けた体制整備の考え方について伺います。

(5) 成年後見人制度の実施機関の設置と広域対応組織化についての考え方を伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「成年後見人制度」についてのご質問であります。

1項目めの「成年後見人にかかわる相談状況と需要調査の実施」についてであります。

地域包括支援センターに寄せられた相談状況は平成 27 年度で 17 件あり、全て専門職後見人に依頼するケースでした。

また、需要調査については平成 25 年度に実施しておりましたが、今年度も実施する考えであります。

2項目めの「成年後見人制度利用推進検討委員会の提言内容」についてであります。

検討委員会からは、現状においては、近々に多数の町民が市民後見制度を利用する状況が見込まれないことや、単独で設置する場合の財政的課題など本町の置かれている状況を一つの条件として検討した結果、当面広域にて実施機関を設置する方法を模索し、成年後見制度の利用状況を見計らいながら、利用者の増加状況等に応じ、単独による実施機関の設置を検討することが適当という提言をいただいております。

3項目めの「市民後見人に関する取り組み状況と養成講座受講希望に関する調査結果」と4項目めの「市民後見人制度の周知・啓発と不正に対する監督体制整備」については、関連がありますので一括してお答えいたします。

市民後見人養成講座は平成 26 年度に苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町と合同で実施し、本町から 6 名が受講しております。平成 27 年度には受講者を対象に東胆振 1 市 4 町合同による年 3 回のフォローアップ研修会を開催しております。

平成 26 年度に実施した養成講座受講希望に関する調査では、受講希望や市民後見人として活動したいという回答者が少なかったため、成年後見制度講演会を毎年度開催する中、制度を広く住民に周知し、後見活動を担う人の確保に努めていく考えであります。

また、家庭裁判所が選任する後見人は信頼を得られ質の確保が求められており、現状では市民後

見人への個人受任は難しいものと考えております。そのため、不正に対しチェック機能のある監督体制を整備し、法人後見としての実施機関の設置が必要と考えます。

5 項目めの「実施機関の設置と広域対応組織化」についてであります。本町に寄せられる成年後見制度の利用相談は司法書士などの専門職後見人に依頼するケースを踏まえると、当面、近隣市町の動向を見ながら、広域実施機関での設置を模索していく考えであります。

○議長（山本浩平君） ここで、暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 前 11時59分

再 開 午 後 1時00分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

5 番、吉田和子議員。

〔5 番 吉田和子君登壇〕

○5 番（吉田和子君） 5 番、吉田です。時間もかなり経過いたしましたので簡単に何点かまとめて質問したいと思います。この後見人の利用者というのは、2014 年には利用者が 18 万人だったのです。ただし、潜在的需要者がこの数字を大きく上回っていると、そして認知高齢者の増加に対するための制度利用促進ということでこの制度が大きく取り上げられるようになりました。一点は、制度ができた 2000 年度には後見人の 91%が親族だったのです。ところが 14 年には親族以外の方が 65%と逆転しているのです。そういったことから専門職だけでは足りなくなってきたと、そういったことから市民後見人を育てていくということになったのです。そういうことから、まとめて何点かお聞きしたいと思います。まず、その後見人になれる市民後見人の育成の講演会に、今 6 人の方が苫小牧へ通っているということなのですが、今後どれぐらいの方が必要になるかわかりませんが、やはりもうちょっと大幅に育成をしていく形をしていかなければならないと思うのですが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 確かに市民後見人の制度ができた背景につきましては、専門職後見人が足りなくなるという、今後需要が多くなるということで支援する側が足りなくなるということなのですが、白老町の現状をお話しますと、最初に戸田町長のほうでご答弁申し上げましたとおり、うちのほうでご相談に来る方につきましては、専門職の後見人の方ばかりでございます。現在、白老町の市民後見人養成講座 6 人の方が受講されておりますけれども、6 名の方の実際年齢構成を見ますと若い方も若干いらっしゃいますが、やはり年齢の高い方も中にいらっしゃいますし、今後実施機関を白老町でも設置する方向になったときを考えますと、やはり育成をしていかなければならないと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5 番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） もう一つ、周知と啓発の問題なのですが、答弁ではそういう人材を育てるための周知のような形がありますので、今後先ほど言いましたように潜在している人が大変多いということで、ケアマネジャーとかいろんな施設、そういったところで後見人の代わりのような形をしている方もいらっしゃると思うのです。そういったことを含めて、そういった施設を通したり、そういうケアマネジャーの専門職を通したりして周知、啓蒙をしっかりしてその潜在的な人たちをなくしていく、そういう方法を進めていくべきだと思うのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） まず市民後見人養成をするためのなり手の関係の周知でございますけれども、養成講座の開設が、これは広域で苫小牧市を中心として1市4町で広域で実施しているわけなのですけれども、今まででいけば1回しか行ってございません。それで今年度、今情報では秋ぐらいに養成講座をまた開催するというお話を聞いておりますので、こういったところを考えながら周知、啓発はしていきたいと思っております。また施設等だとか、介護保険関係でかかわっていただいているケアマネジャー等の市民後見人のなり手という部分につきましては、今現状業務の内容がかなりハードな状況でございますし、また市民後見人の活動といいますと日中がほとんど活動状況になってございますので、そこはちょっと難しいかと思っておりますが、そこも含めて啓発はしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休 憩 午 後 1時 4分

再 開 午 後 1時 6分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） ケアマネジャーは、在宅の関係のケアマネジャーと施設の関連するケアマネジャーがいらっしゃいます。担い手としての周知ということでよろしかったでしょうか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 1時06分

再 開 午 後 1時07分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 大変申し訳ございません。周知の関係でございますけれども、

施設だとか在宅のほうのケアマネジャーのほうに周知したところでいけば、実際のところ潜在的にその被後見人の方がいらっしゃるかとは思いますが。ただ、実際市民後見人がお一人で後見人活動はできないのが現状でございます。1 答目のところで戸田町長がご答弁申し上げましたとおりに、実際は家庭裁判所のほうでは個人受任をさせないところがございまして、そういったところはちょっと難しい問題があるかと存じます。

○議長（山本浩平君） 5 番、吉田和子議員。

〔5 番 吉田和子君登壇〕

○5 番（吉田和子君） 被後見人というのはやはり弱い立場ですし、わからないですし、そういう人を助けるための制度でありますので、今、田尻高齢者介護課長がおっしゃったように、制度がきちんとして、受け口がきちんとしないと進まないということがあると思うのです。それで次の質問に入ろうと思ったのですが、今は広域的に東胆振でやっていますと。その講習を受けた方が白老の方も 6 人行って、加入しているかどうかわかりませんが、そういった中で今その後見人による不正防止ということがすごくいわれているのです。なぜかという、2010 年で 1 億 1,000 万円の専門家による被害、親族らを含むと 521 件で 29 億 7,000 万円あったというのです。そういうことからいくと、不正防止をしていく、そういうことも含めて、不正防止をするということは大変なことで後見人の力ではできません。ですから、しっかりとそのセンターをきちんと明確にする。相談場所を明確にする。そしてその支援員の教育を受けた人はそこに登録をして、後見人になるための前段の支援員としての経験を積む、そういうことが大事だといわれているのです。ですから、そういったことを含めて、そのセンターの設置を、これは戸田町長は広域的にやると言っていました、室蘭市と苫小牧市が胆振ではできています。登別市はまだ全然できていません。白老町は登別市とわりと広域的にいろいろやっていますが、この後見人制度の拠点、センターを苫小牧に広域的にやってもらおうと考えているのか。私はこの設置が 1 番先にやるべきことだと思っています。その中で人材を育て、そしてその被後見人という人にきちんと教えていくということが大事だと思いますので、そのセンターの設置をいつと考え、どこに持っていくのかということと、もう一つ、これで終わります、後見人がつく、これは精神とか障がい、身体障がいとか障がいのある方の問題なのですが、後見人がつくことで権利が失われることが 200 ぐらいあるというのです。ですから下手に後見人をついてもらうといろんな権利を失ってしまう。社長になれないとか、公務員はだめとか、そういうことがあるのです。そういった情報もきちんと流せる方法をその若い人たちとか、そういう仕事を持っている人たちに対してはそうしていくべきと考えているのですが、その 2 点についてお考えを伺って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 実施機関につきましては、戸田町長のほうでご答弁申し上げましたとおりに、近隣の町村の動向などを見据えていかなければならないと考えておりますが、今現在、苫小牧市を中心として 1 市 4 町で意見交換会を毎年行っております。苫小牧も今年度委託

をして苦小牧社協のほうに実施機関を設けてございますが、まだまだ室蘭もそうなのですが、実施機関を社協のほうに設けていて、広域でまだ動き出していない状況でございます。ということでやはり、広域実施となりますと、ここ数年はかかるのではないかと考えてございます。また、被後見人になることでのデメリット的なところにつきましては今後、毎年成年後見人の講演会を開催してございますので、それを絡めて周知してまいりたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） ありがとうございます。ただ、1点、まだ、この制度がいわれてから大体2年ちょっとなのです。答申をもらって1年ちょっとたつのです。ですから、進めようとしていることはすごくわかるのですが、やはりセンターが今協議しているというところですので、やはりそうなるかと苦小牧なのかと今伺って聞いて思っていたのですが、一日も早く苦小牧市さんと協議をして、白老町にも必要であると私は思っていますので、この設置が一日も早くできるように要望で終わってはだめなのですけれど、そのように進めていただきたい、そのように思います。以上で終わります。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、担当課長のほうからありましたけれども、苦小牧市とは今言ったような協議の過程はつくり出しております。基本的にはやはり広域でのセンターの設置の方向で考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、5番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。

◇ 氏 家 裕 治 君

○議長（山本浩平君） 引き続き、一般質問を続行いたします。

6番、氏家裕治議員登壇願います。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家でございます。通告に沿って、順次質問していきます。

まず、生活環境についてでございます。

（1）環境省の補助事業を活用し、現在、町内会が所有する街路灯 1,750 灯を平成 29 年度内に LED 照明灯へと交換する取り組みについてお伺いいたします。

①町内会が所有する街路灯（防犯灯）を平成 39 年まで（10 年間）まちへ所管がえし、40 年からは所管をまちから町内会に戻すとあります。10 年後の街路灯（防犯灯）について、どのような課題があるかお伺いいたします。

②人口減少、高齢化により、町内会運営が難しい状況が想定されることから、10 年後の管理・運営についてもまちが行う考えはないか伺います。

（2）元気号の現行ダイヤを補完する対策の考え方についてお伺いいたします。

①特定防衛施設周辺環境整備調整交付金を活用して購入したスクールバスについて、スクールバス以外での使用に支障があるかどうかお伺いをいたします。

②スクールバス活用に向けた調査を進めているかどうか伺います。

③企業・団体・学校等が所有するバスを活用する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 生活環境についてのご質問であります。

1 項目めの「町内会街路灯のLED化事業」についてであります。

1 点目の「10 年後に街路灯の所管を町から町内会へ戻すことによる課題」につきましては、まずLED照明灯の耐用年数の問題があります。LED照明灯の耐用年数は一般的に10年程度と言われており、町から町内会へ所管を戻す平成40年以降に灯具の交換を要する状況が出てくることが予想されます。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、10年後の各町内会で街路灯の交換や修繕といった維持管理ができるかどうかということも課題として捉えております。

2 点目の「10 年後の街路灯の管理・運営方法」につきましては、現時点では、あくまで町内会所有の街路灯であることから、町内会へ戻すこととして考えております。しかし、先ほど申し上げた課題や、また町内会により所有する街路灯数に差があることから、今後の地域の状況や社会情勢によっては、維持管理方法をはじめ、街路灯の必要とされる設置数や電気料補助の負担割合等について、10年後の状況を勘案して町内会と協議を進める必要があると考えております。

2 項目めの「元気号の現行ダイヤを補完する対策の考え方」についてであります。

1 点目の「スクールバスの目的外使用の支障」と2点目の「スクールバス活用に向けた調査」につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

スクールバスに町民が混乗することにつきましては、他市町村の事例から児童・生徒の通学に支障がない範囲内で一定の手続きを取れば、町民の利用は可能であると考えております。

しかし、本町においては空き時間を活用しバスを定期運行をした場合、学校行事等での使用に支障があり、不定期運行とした場合では利便性が低くなるといった課題があるほか、登下校便の児童・生徒との混乗では運賃徴収方法などにも課題があるため、現時点での使用は難しいものと考えております。

したがって、スクールバス活用に向けた調査は実施しておりません。

3 点目の「他が所有するバスを活用する考え」につきましては、以前の白老町地域公共交通総合連携計画策定時に他が所有するバスの混乗が提案にありましたが、実施には至りませんでした。しかし、再び今回検討する地域公共交通活性化事業において、7月より町内事業所や住民などを対象に調査・検討を進めて計画を策定していく予定でありますので、その過程でバスなどを所有する企業等とも協議してまいります。

また、元気号の現行ダイヤを補完する対策につきましては、事業者が所有する車両などを活用して早期に実施可能な方法により運行の空白時間を解消するなどの対策を図ってまいります。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。現在、まちではそういった街路灯のLED化により地球環境に優しいまちづくりを推進するというを目的に、そういった環境省の補助金を活用して、平成29年度内に町内会が所有する街路灯約1,750灯をLED照明灯へ交換する事務手続きを進めているところでありますが、当事業の対象となる街路灯はまちが所有するものとされていることから、今年度からLED照明灯のリース契約終了時である平成39年までの期間において、町内会が所有する街路灯を一時まちへ所管がえした上でこういった街路灯のLED化整備を進めていきたいというものなのですね。これについて一つちょっと確認をしておきたいのですが、町内会に同意書を求めてきたと思いますが、全ての町内会からこの同意書が得られて、そして当該この事業実施へ向けてのめどが立っているのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 所管がえについての手続きの件だと思いますけれども、今、町内会で所有している街路灯をお持ちの町内会については、その同意書をいただいて手続きを進めております。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 白老町における高齢者の現状について、先日この地域包括ケアシステムの構築にあたっての説明を受けたのですが、平成31年といいますから今から3年後ですね、この3年後の高齢者人口、この31年まで高齢者人口というのがふえ続けるのです。以降、高齢者人口は減少する。そして高齢者比率は人口減少に伴い、引き続き上昇が予想されているのです。平成31年、今から3年後の白老の総人口は約1万6,500人です。65歳以上の高齢化率は44%になります。3年後です。そして15歳から64歳の生産人口というのは総人口の50%を割ってくるのです、48%台になります。そして年々この生産人口は減少していくのです。こうした総人口、生産人口、高齢化率の推移から10年後の平成38年というのがこのままいくと総人口が約1万4,000人、そして高齢者数は約6,500人、実に高齢化率というのは48%台、50%目のこういった時代を迎えてくるのがもう目前にあるのです。こうした状況から私は町内会自体の財政運営も含めて町内会活動の格差が、これは平均した数字ですから、町内会活動自体の格差がどんどん広がってくる。そういった時代を迎えてくる。これは私は間違いないことだと思うのです。このままいけばです。確かにこれから町内会の編成がえだとかいろいろなことが今後考えられるかもしれない。この辺についての認識をお伺いしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 町内会活動に格差が広がるのではないかとといったようなご質問でございますけども、現在の町内会、ご存じのとおり、今 103 町内会ございます。町内会の規模といたしましては一桁の世帯数から多いところで 300 以上の、そういう規模の差が既にあるのですが、その中で国でもいっておりますのは、要するに地域全体を見たときに今まで町内会を中心にして賄ってきた、いわゆる地域公助という問題が 1 番問題視されておまして、これは総務省でも研究会、調査会つくってやっているのですけれども、そういう状況の中で当然今お話にありましたように町内会の再編ですとか、自分たちの地域の中で一定の取り組みができる体制づくりというの必要です。それともう一つは近年広がっております、例えば N P O ですとか、そういう活動もその共助の支えになるといわれております。ただ、そうは言いましても今言われましたように高齢化が非常に進んでいくという現実を予想したときには、これらの問題を解決していかなければならないし、その地域における格差というものを少しでも解消していかなければならないということで、例えば支援型の団体とテーマ型の団体をうまくくっつけるとか、地域組織をもう少し一定程度大きくするとかという取り組みは必要だと考えております。

○議長（山本浩平君） 6 番、氏家裕治議員。

〔6 番 氏家裕治君登壇〕

○6 番（氏家裕治君） 6 番、氏家です。私はやはりこのままでは単位町内会としての活動は多分難しくなってくると思います。今回のこの LED 化に伴う 10 年後の管理運営についても、町内会に戻すのではなくて、この 10 年間という期間があるわけですから、先ほども答弁ありましたけれども、10 年間という期間がありますから、この 10 年間の中で白老町としての管理運営、こういったものについても、例えばそのかかる経費についても町民全体、そうですね 1 万 5,000 人ぐらいの人口になるわけですから、この限られた人口の中で、この街路灯をもし維持管理をしていかなければいけないとすれば、やはり幅広くそういった形の中で維持管理を町民に求めていくというやり方のほうが私はいいような気がします。多分いろいろな弊害がそこにあるかもしれない。でも 10 年間という期間がありますから、この中でしっかり町民の声を聞きながら、この街路灯の維持管理運営についてはまちとして考えていく方向性で検討していく事項だと思っておりますけれども、いま一度ここについて考え方をお聞きして、この街路灯についての質問は終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） それでは先に私のほうから答弁いたしますけれども、10 年後の話ですから、それまでに検討とか状況変化に合わせて検討はしていくべきだと思いますけれども、現状のちょっと状況だけご説明いたします。現在、約 1,750 灯とっております町内街路灯、27 年度のデータでいいますと 1,820 灯あるのです。その中には LED 化されたものがあるので 1,700 何ぼになるのですけれども、その全体の電気料は 1,220 万円かかっています。ですから町の補助金 12 分の 10 ですから、1,010 万円ぐらい補助として出されています。町内会の負担はその差し引き 200 何万円になりますけれども、1 番電気料の多い町内会で年間 61 万 2,000 円の電気料を払っ

ています。世帯割しますとこの場合は大体1世帯年間323円の電気料の負担となっております。ですから現状でいいますと、電気料について負担している世帯は1世帯当たり大体300円から多くても500円以内という現状になっているということと、あと灯具の維持管理については毎年35万円程度の予算措置で賄っております。ただ、現在はLEDの新設だけの申請になっていますので10万円程度で済んでいますけれども、維持管理についても今後10年以上老朽化したときに電球を取りかえる費用としては約1つにつき5,000円程度と考えております。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） LED化に関して総括でご答弁申し上げます。現状、実態は今高橋地域振興課長が申し上げたとおりなわけでありますが、それぞれ単位町内会、規模数も相当違いがあります。実際のその町内会活動においてもさまざまな取り組みをされている状況にあります。ほとんど活動がないところもあれば、非常に年間行事も多いところもある。そういうのが多い町内会はある程度予算を持った中で、それなりの年齢構成もあって実行できるところもある。今後、今ご質問あったとおり10年後を見据えたとき、ではそういった方々がさらに年齢を増していくという部分があると町内会活動そのもの自体にもいろいろな部分で影響が出てくる。まちとしてはやはり地域がしっかり元気になってほしいということでいろいろな政策を打ち出してはいるのですが、その中の一つとして、今、LEDのご質問ですので、10年後に、では今そっくり約束で戻しますといったときに町内会が本当にそれで維持できていけるか。活動費もままならない中で、また電気代が負担になって、さらに今度は修繕という部分もかかわってくるという部分がありますので、これから町のものに対しまして整備して10年間リースします。その間でもいろいろな課題が出てくると思います。そういうことを一つ一つ検証しながら、10年先といってもその方向性だけは見出せるかと考えますので、今後町の取り扱いの中で町内会の皆さん方ともその辺十分議論して最もいい方向でやはり整理していかなければならないと捉えています。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。ぜひ、こういった期間が来年、再来年という話ではございませんので、しっかりまた協議をした中で、まちのそういった町内会活動を支援するあり方についてもいろいろ議論していただければと思います。

2点目の元気号の現行ダイヤを補完する対策の考え方についてお伺いをいたします。

今、戸田町長のほうからの答弁でさまざまありました。こういったものを踏まえながらちょっとお伺いしておきたい点があります。まず、私はやはりまちに現在ある資源を有効に活用することが大事だと思っております。ですから、今の元気号2台をどうやって活用していけばいいのかということを実際に考えなければいけないのだと思います。もう一つは、それを例えば有効に活用するためにではどうすればいいのかということ。隔日運行という方法が私は一つあると思うのです。でも隔日運行は前に1回やっていて、毎日運行にしてほしいという意見があって毎日運行にした経緯

があるという話も聞いていますけれども、でも今こういった問題をずっと精査していくと、2台の元気号のバスを例えば隔日運行にして集中的に一日、一日を走らせるということになったときにはもっとこのダイヤというのが充実していくのではないのかと考えるわけです。そういったことも含めて、今後の例えばそのダイヤ改正に向けた公共交通の計画に盛り込む考え方があるのかどうかということがまず1点です。まず、その考え方を聞きたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今後の公共交通の地域公共交通網を策定していくにあたりましての検討の項目ですけれども、今お話にありましたように、元気号とそれを補完するような交通体系で地域交通網を考えていくということがございます。ただ、今お話にありました隔日運行によって制限されている台数を1日置きにして2倍にふえるわけですね。そういう考えもその検討の中には必要だとは考えております。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） すいません、一応ダイヤを補完する考え方の質問ですので先にそちらのほうからいけばよかったのかもしれません。それではスクールバスの考え方です。混乗という形になるとなかなか難しい、いろいろな問題も出てくると思います。でもスクールバスは使えないことはないという一つの観点から考えますと、では通学時間外で例えば1本でも2本でも走ることができないかどうかということです。先ほど戸田町長の答弁からあったとおり、例えばスクールバスを教育委員会の中で課外授業だとかそういった授業の中で使うことも多々あるのだということで、それも私も十分承知しています。ただ、課外授業なんかというのは、安藤教育長がいらっしゃいますけれど、その計画というのは大体1年前といいますか、次年度の計画として大体予定は立つのですね。例えばそのときにはこのバスは使えませんなどの町民に対しての周知だとか、例えばどうしてもそれを使わなければいけないのであれば、そのときに教育委員会のほうに、この日とこの日の課外授業に対してはリースのバスを使うだとか、そういったことが考えられないのかどうか。私はもしそういったものがクリアできるのであれば混乗というものの一つの壁を乗り越えて、通学時間外でのスクールバスの活用というのは十分できそうな気がするのですが、その辺についての検討がされているのかどうか確認したいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 学校でのスクールバスの活用について、まず私のほうからお答えしたいと思います。今ご指摘ございましたように学校で大きな行事、例えば見学旅行、そういったような大きな行事については、大体3月の時点で新年度の計画を立ててまいります。それから、それ以外にあと学年単位とか学級単位で、いわゆる社会科の授業でありますとか、理科の授業、総合的な学習の時間、こういった時間の活用というのはなかなか学校によっても違いますし、学年によっても違うものですから、その動きが見えてくるのは極端な場合を言うと1、2週間ぐらい前というよ

うな、わりと時期的にはかなり迫った段階での決定になろうかと、そういうふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） スクールバスの有効活用ということで、今安藤教育長話したとおりで、まずは子供たちの授業が第一優先という考えであります。今はスクールバスを購入してこちらで運行していますので、現段階では今言ったとおりで難しいのですが、例えばバスごと全部会社に委託をすると、うちで所有しているバスではないものですから、例えば課外授業で使う場合にはまた代替えが、それはお金かかることですが、そういう可能性は今のところあるのですが、将来に向けては考えられるかというふうに思っておりますが、スクールバスという観点では難しいということで検討いたします。

○議長（山本浩平君） 難しいという答えですね。

6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 戸田町長、もう一度お伺いしたいのですが、スクールバスとして使うことは難しい。スクールバスを使うことは難しい、時間外であっても難しいという考え方ですか。通学時間外です。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） すいません、言葉足らずで。今の運行のやり方のスクールバスだと時間外でも難しいというのは、今安藤教育長話したとおり、子供たちの授業、課外授業も含めていつ使うかわからないということと、それで元気号、福祉バスを使っているお客様に周知した時間にきちんと確約できるものがないということで、今のやり方としてはスクールバスを使えないということで、今の町が所有しているバスだと難しいのですが、これがやり方を変えてほかのバスを持っている会社に委託という形であれば、やり方が違って所有者が違ってきますので代替えがきくということになりますので、有効活用ができるということでもありますので、今の現段階で使っているスクールバスだとその応用がきかないものですから難しいということです。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 全体の中で、今、戸田町長お答えしたとおりなのですが、簡単に申し上げますと、スクールバスをダイヤの中に組み込むことが難しいということで総括しての戸田町長のご答弁ということでもあります。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。その辺のダイヤに組み込むことが難しいということで、例えば今回補正予算で上がっている地域公共交通活性化事業の部分ありますね。町立病院から虎杖浜までの3ルートの流すのだと。このうちの1ルートでも、その時間帯の中で見ると10時30分、12時30分、2時30分なのです。このうちの1ルートでも回すことができない。そういう考え方

なのですか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 現在のスクールバスは当然、登下校に使っておりまして、そのほかに私が聞いているところによりますと、その課外授業というのは年間 300 回以上あって、例えば先ほどの例ですけれども、スケート事業があったけどもきょうはできたとかできないとかという天候によるものもありますので、あとその何週間前に行事が発生するとか、そういうことがありますので定期運行に入れると当然、代替えのバスは確保しなければならなくなるということで、今のところスクールバスの活用というのは難しい状態であるということです。

○議長（山本浩平君） 6 番、氏家裕治議員。

〔6 番 氏家裕治君登壇〕

○6 番（氏家裕治君） 年間に 300 回ものそういった課外授業がある。その中でのスクールバスが使えないという話なのですね、わかりました。私は先ほども言いましたとおり、まさに現在ある資源というのはやはり有効活用すべきだと思うのです。その中でできること、例えば一つでもその中でできることをやっていくことが白老町全体にとってもよいことだし、例えば、今足の確保に困っている方々に対してのそういった利便性の向上にもつながると思う観点から、今回お話をさせていただきました。そういった例えば学校、校外授業だとかそういった形の中で年間 300 回という形の中での利用でスクールバスが使われているということであれば、これはやはり町民に対してもしっかりと説明がつく話ですので、こちらのほうでまたいろいろな町民懇談の中でお話をさせていただければと思います。しかし、そういったことを念頭に置きながらも、何とか例えば一つでもそれに譲歩できるような何か考え方があれば、今後しっかりまた勉強しながらお互いに知恵を絞っていい方向性を見出していければと思いますので、よろしく願いいたします。もう一つ、先ほど言いました、今回補正予算で組まれていました 456 万 2,000 円の事業費をもって行われるこの事業なのですけれども、まずその 500 円という料金徴収については、これは妥当なのか妥当ではないかというのはちょっとここで議論する話ではないのかもしれませんが、一つ気になることは、自分の身の回りにもいるのですけれども、町立病院にやはり同乗していかなければいけないという人がいるのです。例えばご主人の付き添いで行かなければいけない。タクシーなんかでもそうですね。それからバスなんかを利用されている方も同乗していくと。そして先生の話聞いて帰ってくるだとか、そういった方々が現実にはいらっしゃるのです。この規定でいくと結局、2 人で行くと帰ってくるバスを使うと 1,000 円かかってしまうのです。これはやはりちょっと大きな負担になるのではないかと思うのです。ただ、私はここで質問していいのかどうか、質問して私納得できないのかということで、これを例えば補正予算が通らなくてまたこれが延びるような話になってもちょっと困ると思いながら、そういう思いも含めて今質問しているのですけれども、でもいずれにしてもそういう方々の現実があるということ把握しながらこういった料金体系を見込んだかどうか。もう 1 点ちょっとついでに、例えばそういった方々がいたときに、これは 9 人乗りの観光バスですね。

ではこれで乗り切れなかったときはどういう形をとろうとしているのか、その辺ちょっと二つ含めて、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず 500 円の設定についてですけれども、これはちょっと補正のときに説明したかと思えますけれども、聞き取り調査をしたときに、タクシーを使われる多くの方は字白老のエリアで 500 円から 700 円程度の地域の方がタクシーを利用されていたということ踏まえて、同程度の値段でということで 500 円というふうに提案しているのですけれども、それから今の同乗者がいる場合というお話ですけれども、当然、氏家議員のほうではそういう実態があるというお話でしたが、我々の調査した段階では同乗してバスに乗るとか、そういう方がちょっと見受けられなかったのです。実際にいるということですので、そういうことも踏まえて検討しなければならないと思えますけれども、多くの方は不便になって誰かの車とかに乗せてきてもらうとか、そういうことで賄っているという状況がわかりました。今、9人で乗り切れない場合はどうするのだというお話もありましたが、この時間設定が実は道南バスの路線バスが出る時間の 10 分前に出発するように組み立てているのです。だから、例えば国道沿いの方がもしいらっしゃるのであれば、そちらのほうに乗っていただくとか。どうしてもあふれた場合は当然、次の時間まで待ってもらったりする方法しか考えておりませんが、そういう中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） ちょっと補足します。9人乗りで9人以上になった場合の考え方なのですが、今現段階ではやはり一つの案として実証実験のような形でもあるものですから、これがもし9人以上毎回になると、またその時点で新たな方策を考えなければならないと思っています。ただ、もしかしたらずっと9人以下ですむ可能性もありますし、別の方法もあるかもしれないので、それは今年度かけて考えていきたいと思えますので、その対応策については今後というふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

[6番 氏家裕治君登壇]

○6番（氏家裕治君） ちょっと1点、多分答弁されていない部分があるのだろうけれども、例えば字白老までの間、ワンメーター500円なり540円なりして払うお客さんというのは付き添いで同乗する方も含めて1台500何十円ですね。でも、ここの規定でいくと、一律500円になってしまっているから、その辺についてはやはり使われる方も大変なのかと思ったりするのです。だからその辺についての料金設定については、ちょっとこれは私は問題があるのかと。高橋地域振興課長が言われたとおり、その前後に道南バスが走っているということもありますから、それも含めて考えると、この500円という数字が果たしてどうなのかという一つの疑問というか。いいことなのです、今回こういったことで手をつけようとするのはすごくいいことだと私は思っているのだけ

れども、この料金設定についてはもう少し考える余地はあるのではないかと思います。ですから、その辺も含めて、時間があるといえば時間があるし、時間がないといえば時間がないのだろうと思うのだけれども、考えていただきたいと思うのですが、その辺についての考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） ちょっと明確にご答弁していなかったのかもしれませんがけれども、これはある意味、実証実験ではありますけれども元気号の追加バスという考え方ですので、元気号も同乗者の分が 100 円で済むということにはなっていませんので、やはり原則的には 1 人 500 円ということのバスと同じ考え方で進めるというのが基本的な考えです。

○議長（山本浩平君） 6 番、氏家裕治議員。

〔6 番 氏家裕治君登壇〕

○6 番（氏家裕治君） 6 番、氏家です。そういった形でもしこういった補正予算が出てくるのだとすれば、多分いろいろな場面で審議が必要になってくる問題だと思いますので、ここでそれ以上突っ込んでも時間がありませんのでこの辺にしておきますけれども、よく考えてほしいのです。高橋地域振興課長の言っていることもわかります。わかるけれども、町民にとって考えるとすればやはり付き添いとして誰かがついていったときに片道 1,000 円というお金は高すぎると私は考えています。ですからちょっとこの辺については、これ以上、多分議論しても前には進まないと思いますので、考えておいていただきたいと思います。今回提案されているこの事業についてなのですからけれども、あくまで実証実験ですと。このダイヤを補完する一つの手段なのだと、一つの実証実験として執り行う。もうこれはわかりました。ただ、これをいつまで続けて、ではこの間にどういった対策を計画的に、こういう期間でこういったことを考えていくのだとか、計画をつくっていくのだとかというものがもしあるのだとすれば、そこをしっかりと教えていただきたいのです。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） この実証実験に並行して、ことし事業化予算をとっております新たな公共交通網ということに入ってきますが、実はこれはプロポーザル方式で委託会社と一緒に進めていくということで、あさっての午後からプロポーザルをやることになっております。それでその委託業者が決まりましたら、早速、まず運行とかそういうのをいじる前に規定の路線、元気号についてやはりまだ周知不足という面があると思うのです。町民の方に聞いたらあのバスは 65 歳以上でなければ乗れないでしょうという声がありましたから、そういう点をまず解消することと、今の路線が非常にわかりづらくなっているという面があるので、それをわかりやすい形で周知していこうと思っています。それに合わせて今回の追加運行をやる。それに合わせて新しい交通網をつくっていくには、当然、事業者関係の方とともに地域の町民の方に対しては、以前夜やって足がなかったとかというご意見もございますので、ある程度もうちょっと小さな単位で地区別にはやりますけれども、いわゆるグループヒアリングという方法で少人数で実際の意見を聞き取って、

乗っている人も乗らない人も意見を聞いて実態調査をしていこうと考えております。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 氏家です。私も先ほどから言っているとおり、まさに現在ある資源を有効に活用すべきだと、財政が大変だ大変だと言っている中ですからね。例えばこの2台の元気号を本当に有効活用していかなければいけない。そのための町民説明であれば、そういった隔日運行なんかも頭に入れながらしっかりと、例えば今の路線もそうなのです。虎杖浜から例えば経由地を萩野公民館とかとつくっているのもそれはそれとしてです、時間がやはりかかり過ぎるのです。ですから2台で例えばその路線を分けて走らせる。そうすることによって、その時間の解消ができるのです。一日そこで辛抱してもらえれば、白老から社台の方面の方々にとってもやはり有効な路線の運行が、素人の頭の中で考えると何かできそうな気がするのです。ですからそういったことも含めて、先ほどスクールバスの利用がちょっと難しいという話もしましたので、ただ、この今ある2台のバスを使ってこういうことをやると皆さんこういうふうになるのですということが見えると、町民の方々も理解されるのではないかと思うのです。そういった形の中で、ぜひ進めていただきたい、そう思います。先ほど聞きましたけれども、この実証実験をいつまでやって、そしてそういった例えばその計画の中で立ち上げたものをいつから実行に移すような形になるのか、その辺をちょっとしっかり答弁していただきたいのです。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 計画をつくっていく過程で今の言われました隔日運行ですとか、実態調査でも要するに毎日買い物に行く方とか、毎日病院に行く方はいらっしゃるもので、急な場合は別ですけれども、そういう状況を踏まえて検討してまいりたいと思います。それでまずこの先行した実証実験については、予算的には今年度いっぱいやっていますので、その状況を見ながらもっと柔軟に対応できるところはしてまいりたいと考えておりますし、その計画の策定について今年度中に計画をつくりましたら、来年度に実施計画をつくと同時にその実施計画の実証実験ができるというものがありますので、29年度の実証実験がある程度その地域交通網を実施するような形になろうかと思っておりますので、29年度にはそういう体制ができて、それで実証で問題がなければ本格導入という形で考えております。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） それでは29年度の実証実験が始まるときには、今のこのジャンボタクシーがもうなくなるのですか。今、私が聞いているのは、今回この補正で出てくるようなこういった予算が、例えば29年度も引き続き出てくるのかではなければ今年度やって、そして次これにかわる例えばダイヤの改正、隔日運行も含めて町民に周知して来年の4月以降、こういうふうになりますという形の中で、例えば実証実験を元気号2台使ってやるのか、そこの考え方なのです。そんな

難しいことを聞いているわけではなくて、そうではなくてこういうことなのだということであればそういった話をしていただければいいです。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 基本的には実証実験が始まるころには今の体制が変わるということでご理解いただいて、それまでは今の体制で続いていくということになります。それで、もし今度始める追加運行が評判がよければ、当然そのまま次の改定まで続けることになろうかと思いませんので、来年度になくなるということを想定はしておりません。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。ちょっとあまりしつこすぎるのでこれだけにしておきますけれども、新たな公共交通網の計画というのは今年度中に立ち上げるのですね。今年度中に立ち上げて、今回のこういった取り組みも全て参考にしながら実証実験に向けた取り組みをやっていくのだと。そのときにはダイヤの改正なんかも含めた形の中で実証実験をやるのですね、そうですね。では、頭の中で私が整理するには、29年度予算の中で新たな実証実験を29年度の予算の中でやっていくという形の考え方でいいのかどうか。そこだけちょっと確認します。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今、ご質問ありました新たな実証実験の始まりなのですけれども、それが29年度中に始めるということによろしいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ことしの事業と来年の事業とつながってきますからちょっと説明が混乱していることがあるのですけれども、まず、今回補正で提案させていただいたのは今の実態で非常にバスが利用しづらい、利用できない、こういう声も議会の皆さんもお聞きした中で私どもにもしっかり届いております。その部分をまず解決することで実証実験的に、これは実際運行してみたら、またこういう課題もあるし、かえっていいといろいろなことが出てくると思います。まずそのことはスタートさせてほしいと。それはいつまでかといったら来年の3月までの予算ということでもう提案させていただきました。もう一つ、では本題の循環バスはどうなるのだというのを今いろいろな部分で検証しながら新たな公共交通網をきちんとつくろうというのは28年度中にやります。そのことを踏まえて、来年実証実験をやります。これは実証実験ですから、走らせたならまたいろいろな声が出てくると思います。ですから、その辺を調整しながら最終的なもの、それが隔日なのか、毎日なのか、2台になるか、3台になるか、またいろいろなバスの活用もあるのか、そういうことも含めた中で実証実験をやりながら最終案をつくと。ですから、最終的なものはいつ走るのだという、30年になると思います。でも28年から実証実験はスタートさせますので、実態として利用するというのは、29年度で町民の皆さんがある程度の部分の利用ができるようになると思います。高橋地域振興課長が、今、ことしの補正を上げていますけれども、その部分がどこかのす

き間でそういうデマンドになるか、どういう方法になるかはまた検討しなければなりませんけれども、そういうすき間の部分での利活用という部分も考えなければならないと、そういう位置づけでご答弁申し上げたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） わかりましたというよりも、まずは今、岩城副町長が言うとおりに今の利便性を少しでも変えていかなければいけないです。よい方向にもっていかなければいけない。だから今回こういった取り組みが必要だということは私もよくよく理解しているつもりですので、これはこれとして、来年度以降、また新たな実証実験を始めていくということも踏まえて考えますと、町民にとっては、先ほども言いました10年後の白老、それから3年後の白老が先ほど話しました人口減少、高齢化、やはり高齢者の方々が利用するバスなのです。単純にしなければいけない。難しいことを若い人たちに理解してくれというみたいな感覚でやってはだめだと私は思うのです。もっと単純に、スピーディーに例えばその考え方が伝達できるような考え方をしていかないと、なかなか今回の例えばバス路線にしても難しかったです。だから、先ほど言うように、毎回言うように、例えば隔日でもって、2台でもってうまくその辺の調整が取れるのであれば、もっとわかりやすい路線ができるのではないかという意味からそういう話もさせてもらったのだけれども、いざれにしてもそういった形の中で徐々に徐々にそういった時代背景を踏まえた中のバス路線というのは必要になってくると思うのです。ちょっと話はずれるかもしれないけれども、今はそういった形の中で考えていても、例えば10年後の公共交通、これだけの高齢化率を見据えたときに、ではこれでいいのかという話になります。バス停から家まで行けないとか、バス停まで来れないだとかという人々に対しての今度は交通網の整備をしなければいけないかもしれない。何らかの手立てをしなければいけない時代が来るのです。だから、今は例えばこれからの5年間、これから10年間はこういうふうにするのだと。それから先については、この10年間の中で考えましょうという形でもしやっていくのであれば、もう計画立ててやっていかないとやはりできません。そのときそのときでもって場当たりのやってしまうと難しいと思います。ですからその辺についてはしっかり考えていただきたいと思いますので、もし何かあれば。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今、お話にありましたように、町民の足ということでの利便性を確保した上で、単純明快といいますか、それとスピーディーな対応、そういうものを心がけてまいりたいと思いますし、今後地域全体を考えていかなければならないという点におきましては、要するに行政サービスだけで賄うということでもないと思いますので、さまざまな事業者や主体がかかわっていくことも踏まえながら、そういうものとの協議も一緒に進めてまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） それではここで一度、暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 後 2時02分

再開午後 2時15分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。

それでは、2項目めの観光連携型6次産業人材育成事業についてお伺いいたします。

（1）この事業は2013年度に緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用したものであって、一部で補助対象にならない経費を計上しているとして、約540万円の補助金額を返還することになりました。事業委託を受けた法人の元経営者に対し、損害をこうむった部分の請求行為を行うと議会でも答弁がありました。現在までの経過と現状についてお伺いいたします。

（2）このことによって、町理事者は例えば給与削減だとか、そういった形の中で自分たちの処分をしたというふうになっていますけれども、関係職員の処分についても分限懲戒審査委員会で議論をして、きちんと整理をして対応するとの答弁がありました。このことの経過、結果について説明を求めたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「観光連携型6次産業人材育成事業について」のご質問であります。

1項目めの「現在までの経過と現状について」であります。

平成25年度に実施した緊急雇用創出推進事業における補助金返還につきましては、28年2月に北海道に対し、520万7,270円を返還しております。

また、本事業の受託者である農業生産法人しらい産直センター合同会社元代表に対し、補助金返還額全額を請求する通知書を本年3月に送付し、さらに4月には元代表と話し合いを行い、現在、継続協議中であります。

2項目めの「関係職員の処分について」であります。

昨年12月30日付けで、管理監督者2名と、この事業に職務外で関係した職員の合わせて3名を訓告処分に、関係職員1名を嚴重注意処分にしたものであります。

いずれの処分も懲戒処分以外の措置であったことから、公表基準に基づき、公表していなかったものであります。今後、公表のあり方については事案の重要性に鑑みて対応いたします。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。これは今言ったとおり、2013年度に実施した観光連携型6次産業人材育成事業であります。国の特例交付金を活用したのですが、平成27年、昨年の

11月26日に開催された議案説明会において、岩城副町長がまちとしての事業者に対しての指導不足、それから法、それから要領、要綱の解釈不足を指摘されていまして。今後の補助事業全般にわたってのチェック機能をきちんとするという、そういった体制づくりが必要であるのだという見解を示されていまして。現在どのようなチェック体制がとられているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 大変、この件に関しては申しわけない事案だったというふうに考えてございます。しかし今ご質問のあったとおり、副町長のほうから答弁してございますとおり、再発に向けた防止ということで昨年度来この件があった以降、職員の処分の関係とは別に、やはりこうしたことがなぜ起きたのかということを含めて、対応策をきちんととらなければならないということを検討してきてございます。そういう中では、正式にまだ町としての職員向けの説明はまだ行っている段階ではありませんが、やはり再発防止のためにこれらの制度設計にやはり問題があったのではないかというのが1番の状況でした。そういうことを踏まえて、やはり制度設計をどういう段階でしていくのか、もしくはこれが複数の目で通って制度をきちんと構築していく、最終的にそれが意思決定されると、こういう経過をとらなければならないのではないかとすることがまず一つ大きな点として上がってございました。それともう1点、検討の中身としましては、やはり事業を遂行していく中で職員のかかわりという部分、それから事業をどうやって進めていくかというそういう精査の部分が、実施することを決定した以上、やはりそれが成功するためには、それなりに町のかかわりが必要になってくるということが当然考えられますので、そういう部分での職員の体制、こういうものも考えて事業を実施していかなければならないだろうという、そういう整理を今の段階でしてございます。改めてこの件に関しましては、まだその件の最終的な結論という形にはなってはございませんが、再発防止のためには職員に向けて再度こういうことを決定した上で周知をしていきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。私は先月の5月会議の行政報告にあったように、個人情報記録されたUSBメモリの件がありましたね。ここにおいて、まちの対応、それから関係職員に対する処分等々の報告が示されました。誤った事態に対してのまちの対応、それから職員の処分について、町民に対して報告する義務というのが私はやはりあると思うのです。確かにいろいろな規定の中で行われるというお話も今ありましたけれども、こうしたことが町民との間の信頼関係を構築する大事なことだと私は思っておりますが、その辺についての戸田町長、考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まずはUSBも含めて、6次産業化も含めて反省するところは反省して、二度とこういうようなことが起きないように内部体制をきちんととっていきたいというふうに考え

ております。また、公表については、確かに今氏家議員がおっしゃったとおり、町民との信頼関係ということでは、どういう過程で、どういう内容で、どういう処分をしたのかというのは非常に大切だとは思っております。ただ、その規定の中で雇用基準に基づき手続きをしたので、何でもかんでも公表するのが果たして町民との信頼関係につながるのかということもありますので、基準に基づいて、隠していたわけではなく普通に処分をしたところでもありますので、こういう機会ですういうふうな公の場で今お話ができたということに関しましては、町民のほうもそういう処分をしたのだとわかると思いますので、またその辺はちょっと先ほど1問目の答弁にもありましたけれども、その事案の重要性について、また、何でもかんでも雇用すればいいとは思っておりませんので、またその辺は対応していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。私は今回この質問をしたのは、昨年11月の議案説明会のときに岩城副町長からそういったお話がありました。その処分という言葉が出ていたものから、これについての議会に対して説明等々もあってしかりだったのかと考えた上で、今回この部分をちょっと質問させていただきました。内容はわかりました。岡村総務課長のほうから今お話があったとおり、こういった再発防止のためのチェック体制、やはりあれからもう何カ月かたっています。これからやはり国の補助金を使った事業というのはどんどんまたふえてくると私も思いますので、それに対しては同じような過ちを繰り返さないということを念頭に置きながら、やはりその行政内部で、例えば今言った複数の目を通すことが大事なのかどうか、そうしないといけないのかどうかも含めて、しっかりそういった体制を整えていっていただきたいと思います。それは先ほどお話がありましたので、これくらいにしておきます。私は別にこの処分された職員のことを追求するという考えは毛頭ないのです。処分された職員については多分相当落ち込んでいられるでしょうし、そして苦しんだことだと思います。別に私は職員のことをかばうわけではないですけれども、もし自分がそういった立場だったら多分そうだったと思います。しかしそうした経験をばねにして何倍にでもして町民に私は返してほしいのです。そういった補助事業に対しての臆病というか、そういったものではなくて、もっともっと積極的に取り組んで町民に何倍にもして返してもらいたい。これからの5年間、5年なのか、4年なのかちょっとあれですけれども、期限を限るとするのはどうなのかわかりませんが、白老町にとって本当に大きな正念場の年になるのだと私は思っています。ですから、さまざまな補助事業に積極的に取り組む、そういった取り組まなければならない、こうした時期に職員の意識改革だとか、この時期に職員を育てる、そういったことが重要なことだと思っていますし、まちの将来像というのがここにかかっているのではないのかと私は思うのです。若い職員の方々をしっかりとここで育てていくことが将来の白老のまちづくりというか、そこに大きな力となって発揮されるような気がします。ですから、間違いは間違いだとしても、それを本当にばねに変えて、そして大きな仕事をしていただいて町民に返していただくと。これがやはり理事者側

のこれからの使命というか、仕事だと思っているのですけれども、その辺についてはどうでしょう。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 氏家議員のおっしゃるとおりだと考えてございます。現在、総務課のほうでは人材育成基本方針の見直しの作業を進めてございまして、気づき、考え、行動する職員というのを目標に、今方針をつくっている最中です。ご指摘のあったやはりミスで縮こまっていくということでは、やはりこれはいけないということはそのとおりだと私どもも考えていまして、ミスを責めるだけではなくて、やはりそのことから学び、そしてやはり職員がしっかりと仕事をしていくという環境をつくっていくということが大事なことでと考えております。今回、その人材育成基本方針をつくっていく中で、職員のほうから、今さまざまな実はミスも中にはあります、あることを職員間の中できちんと共有していこうという、そういう声は実は上がってきております。それがやはり一人一人職員が今後仕事をしていく中で必要なことだろうと。もう一度、その辺を振り返りながら取り組んでいく必要があるのではないかと、特に今職員が新しく入ってきてございまして、そういう中でいろいろと知識がうまく受け継がれていない部分もあるかもしれないという、そういう反省の上にも立ちまして、やはりそういうことに今取り組んでいこうということでございまして、前向きにそういう面で取り組みを行っていきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。これを最後にしますけれども、今岡村総務課長言われるとおり、私も先ほど来言っているとおり、白老町の10年後の人口推計、また高齢化率を考えたとき、役場がしっかりしていないと、まちづくりというのは成り立っていかないのだと思うのです。ですから、そのためにも若い職員の方々を本当に一歩でも成長させていく、一歩でもサポートしていくようなそういった体制づくり、今人材育成基本方針という形の中で取り組んでいるという話を聞きましたけれども、そうしていかないと、それこそ生産人口がどんどん町内では減っていく、高齢者の方々がふえていく、ではそれをどうやって支えていくのかということを考える、本来の役場の機能が発揮されないと本当に大変な時代が来るのではないかと考えていますので、その辺については戸田町長はまだまだ若いですし、これからそういった若い方々の声にもしっかり耳を傾けながら、そして今大変職員数も減った中で大事な事業をどんどんやっていかなければいけない、そういった時代ですので、そこについてはしっかりと職員に耳を傾け、またやはりそこに理事者の目が必要だと思いますので、そこについてはしっかりとサポートをしていただければと思いますので、その辺について答弁をいただいて私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 若い職員に限らず、やはり人材育成というのは、役場の職員の仕事でまちの将来は変わるというふうに思っておりますので、氏家議員おっしゃるとおりでございます。今、岡村総務課長が話したとおりでございます。たまたま今月から若手職員との昼食会を始めまして、

人材育成ということであるのですが、最初のテーマはビジネスマナーということでやらせていただきました。これは今後も続けていきたいと思っていますし、若い人の意見も私も吸収しながら、私の考えをまた若い人にも教えていきたいと思っております。人材育成に戻るので、確かに今給料の削減も含めて、せっかく育った人間がほかのまちに行ってしまうという現実もございます。この辺はしっかりと確保した中で、環境も整えて人材育成も行っていきたいと考えておりますので、考えとしては力を入れていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、6番、氏家裕治議員の一般質問を終了いたします。引き続き、一般質問を続行いたします。

◇ 森 哲 也 君

○議長（山本浩平君） 次に、7番、森哲也議員登壇願います。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、日本共産党、森哲也です。

本日は、町営住宅の現状と今後の見通しについて、6点の質問をさせていただきます。

(1) 町営住宅の整備についてお伺いします。

①耐用年数を超過した住宅を今後どのように整備していくかお伺いします。

②町営住宅の充足率、入居待ちの件数をお伺いします。

③白老町住宅マスタープランの推進状況について、課題や見直しの必要性をお伺いします。

(2) 町営住宅の環境についてお伺いします。

①老朽化が進行し、修繕等の環境整備が必要になると考えるが、入居者からどのような要望が出ているかお伺いします。

②住みよい環境を保つための課題と対策についてお伺いします。

③はまなす団地の環境を町としてどのように捉えているかお伺いします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町営住宅の現状と今後の見通しについてのご質問であります。

1項目めの「町営住宅の整備」についてであります。

1点目の「耐用年数を超過した住宅の整備」につきましては、町営住宅の管理棟数は153棟で、戸数としては951戸の管理を行っています。

そのうち平成27年度末で耐用年数を超過している棟数は115棟で、戸数としては477戸となり、50.2%の住宅が耐用年数を超過している状況であります。

これらの住宅については、白老町公営住宅ストック総合活用計画の中で老朽化の著しい住棟については、用途廃止を行うこととしていますが、現に入居されている方もおられることから進んでいない状況であります。

今後は、住宅マスタープランの見直しと合わせ老朽化した住宅の方向性を示すことといたします。

2点目の「充足率と入居待ちの件数」につきましては、28年5月末現在で、管理戸数951戸に対し政策的に空けている戸数も含め139戸が空いており、85.4%の入居率となっています。

入居待ちの状況につきましては、青葉団地と日の出団地で21名の方が申し込みをされ待機している状況であります。

3点目の「住宅マスタープランの進捗状況等」につきましては、プランの計画と合わせ公営住宅等長寿命化計画を作成し、各団地の外壁・屋根の補修、給水管の取りかえなどを計画に盛り込んでいますが、財政状況の要因から計画どおりとはなっていない状況であります。

耐用年数を超過した住宅の用途廃止や解体、住宅の建てかえ、長寿命化の推進、バリアフリー対策など多くの課題があります。計画策定から6年が経過していることから住宅環境の変化等も視野に入れ、計画の見直しに向け取り組んでまいります。

2項目目の「町営住宅の環境」についてのご質問であります。

1点目の「入居者からの要望」と2点目の「環境を保つための対策等」につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

町営住宅に入居されている方からの要望事項は、建物に関しては屋根の塗装、内装及び窓の改修、周辺環境に関しては草刈りなど多種多様な要望があります。

小破修繕等につきましては、維持補修業務委託の中で速やかに対応を行うとともに老朽化などによる比較的大きな補修等については、計画を立て行うこととし草刈りや木の伐採などの周辺の環境整備につきましては、地域の方の協力を得ながら環境を保っていくことといたします。

3点目の「はまなす団地の環境の捉え」につきましては、昨年9月とことしの1月に高波により北吉原海岸の傾斜護岸を越波したことから、入居者の避難を行ったところであります。

入居されている方には、ご負担をおかけしますが安全を確保するためにも必要なことでありますので今後も、状況に応じ対応していくこととします。

この状況につきましては、国に対し説明を行うとともに減災対策を実施するよう要望を行っているところであります。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。まず初めにお伺いしたいのは、現在白老町内には用途廃止により空き家になっている町営住宅も多数存在しています。公営住宅等長寿命化計画においても用途廃止予定戸数は139戸になっており、今後も用途廃止による空き家が増加していくと考えられます。現在、用途廃止予定になっている団地内でも現在1棟全てが空き家になっているという箇所も出てきております。これらの団地内においての空き等の考え方といたしまして、空いた棟から順次解体をされていくのか。用途廃止の空き家として、当面空き家のまま残されていくのか、今後の方向性をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） まず、住宅の耐用年数が過ぎていて、空いている部分についての解体、それから用途廃止の関係です。現在、1棟ごとそっくり空いている住宅につきましては2棟あります。西団地と緑ヶ丘団地2棟あります。ここの部分については用途廃止という手続きはしておりませんし、当然まだ解体もしていません。今後、退去等によってそういった部分がふえてくるということはあると思いますけれども、今団地内で4戸あったら例えば2戸入っていて2戸空いているといった部分について集約しましょうということはしておりませんので、自然に退去されていって4戸空くといったような状況で今のところは進むと思っています。集約をしようということがない限り、自然に退去されていって空いていくというような形になってくると思います。ですから、今後はそういったことをやっていくということに将来的にはなるとは思いますけれども、そういった部分につきましては計画をつくった中でやっていきたいと考えています。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。現在、空き地がこの団地内に増加していることで、さまざまな影響が実際に出始めております。具体的には、空き家になっている住宅に大型のごみが投棄されて、次々にごみが増加している場所があります。ほかにも空き家になっている部屋の庭に植えられていた植物が伸びてきて、隣の住宅の敷地内には道路のほうまで伸びてきているということが起きて始めています。今後、空き家が増加するにつれて、このようなことが増加すると考えられたために、今以上の環境対策が必要になってくると思いますが、町の見解をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 空き家がふえることによって、環境、住宅にあった庭木が大きくなるだとか、それから草が伸びる、それから大型のごみが不法投棄されるというような状況が今後ふえてくるということに対してですけれども、まず、ごみ等について不法投棄があった場合につきましては、これは基本的には町のほうで片づけるという形になると思います。ただ、不法投棄した原因者がわかればその方に片づけてくださいといったような処置はできると思っています。それから草、庭木につきましては、前にまちづくり懇談会の中でも団地の関係で草刈りだとか、そういった話が要望というのですか、そういうのが出てきておまして、それについては町内会でできるものは町内会でやりますし、それからできない部分については町のほうでお願いしたいといったような話の中で、それについてはそういう形の中で取り組んでいきたいと考えています。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。実際に大型ごみなどがたくさん置かれている場所がありますので、早急な片づけをお願いしたいと思います。私はこの環境の問題だけではなく、この空き家が増加していくにつれて、次々と隣近所の住民が全く見えなくなってくるという環境になってく

ると思います。このことによって、防犯力の低下を招くだけではなく、高齢の方が多く住まわれているだけに孤立化にもつながるのではないかと危惧しています。このような状況下を少しでも防ぐためにも、私は空いた棟を次々と解体していくとまではいかなくても、1カ所は棟を解体し、その場所に共有の花壇や畑などをつくり景観を維持していくばかりではなく、団地内のコミュニケーションの場づくりが必要になってくると思いますが、町の見解をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） まず空き家がふえることによって住まわれている方が当然減ってきますので、例えば1棟に、または1棟に1戸が入っているといったような状況になるという可能性は今後あります。そういった可能性があるので、そういう状況が考えられるということであれば、それは先ほどちょっとお話しさせてもらいましたけれども、住宅マスタープラン等の計画の中で、こういうふうにやっていきますという組み立てをした中で、それは取り組んでいきたいと思っています。それから、離れてしまうと防犯の部分でどう解決していくかということになると思います。町内会だとか地域の方の協力の中でそういった部分を、全て解決できるとは思いませんけれども、そういった中で取り組みは必要なのかとは思っています。それから、今森議員言われたその団地内の1棟を壊して、そこを有効利用すると、そういった考え方もあると思います。そういった考え方についても、その計画の中で検討していく、議論していくという形になると考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。次の件なのですが、町営住宅の充足率、入居件数についてであります。白老町では日の出団地、青葉団地に待機者が集中している状況であります。このこと私は特に日の出団地はバリアフリーなどシルバーハウジングが取り入れられており、安全安心に暮らしやすい住環境が整備をされているためと考えます。現在の白老町にとって必要な町営住宅の形であるとも思います。今後、白老町での人口減少が予想される中で新しくバリアフリー化の住宅を建設することは現実的ではないが、現在ある町営住宅の部屋をバリアフリーに改修するとなると1戸当たりどのくらいの改修費がかかるのかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 住宅をバリアフリー化する費用ですけれども、きちんとした積算をしていなくて正確な金額は申し上げられません。多分800万円前後はかかるのかというふうに、やり方にもよるでしょうけれども、当然家の中をバリアフリー化、それから周辺もバリアフリー化しないとだめなので、概算としてはこのくらいかかるかとは捉えています。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。1戸当たりおよそ800万円ぐらいかかるとなると全ての住宅をバリアフリーにするというのは余りにも予算がかかり過ぎますが、現在の町営住宅において

は、ほとんどが昭和に建設されたものであるため、建築されたときから白老町の高齢化率は大きく変化をしています。実際に建物内や特に平屋の住宅ですとベランダから外に出る際の段差が非常に大きく、バランスを崩し転倒して骨折をしてしまったという方もいます。町は公営住宅における段差対策はどのようにお考えかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 住宅の段差の解消の部分なのですけれども、確かに今ある町営住宅につきましても、建てた年数が古いということがありまして、そういったなだらかなバリアフリー的なつくりをしているというところは日の出団地しかないのは事実です。それ以外のところにつきましても、そういったことが考えられていないつくりとなっていますので、それをある程度改修していくということになれば相当額の当然お金もかかりますし、どういった手法がいいのかといったことも必要になってくると思います。現時点でちょっとこういうふうにしますというお答えはなかなかできないところですが、今後の住宅のあり方という部分でそこも考えていかなければならないと思っています。ただ、今この場でこういうふうにできますということは言えませんので、計画をつくり上げていく中で、こういうふうにしますとか、方向性は出していきたいとは考えています。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。この段差のことも踏まえて、今まさに本当に求められる住宅条件、これが変化していると思います。実際に階段の上り下りが大変な4階建ての団地の4階には空き部屋も出始めています。今後、人口減少、高齢化率の上昇により高層階においては空き部屋が増加していくのではないかと私は思っています。そのため階段昇降のために手すりを設置するというハード面だけではなく、広く求められる町営住宅にしていくべきであります。そのため私は公営住宅の入居の条件を緩和していくべきなのではないかと思いましたが。年齢や収入に対しての部分は国の法律によって決められていますが、条例で定められている箇所については緩和をして、今後入居者の対象者の幅を広げることが重要になるのではないかと思います。具体的には単身者の入居できる住宅をふやすことなどが必要になってくるのではないかと思います。町の見解をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 住宅の入居条件の関係についてお答えします。今、現在ある入居の条件につきましても、大方が公営住宅法に基づいて条件を設定しております。例えば収入だとか、単身であれば60歳以上だとか、そういったふうに公営住宅法に基づいた中で決められている部分の方が大方なのです。それは今の段階で変えられるということにはなりませんので、町が独自に決めている部分だとかそういった部分は今後、今すぐ変えるとかそういうことではないにして、3年後だとか、5年後だとか、当然社会情勢も変わりますし、住宅の状況も変わりますので、その町の部分

について変えていくことは、これは考えていかないとだめだと考えています。それから単身者が入れる部分なのですけれども、これも法によって決められているのですけれども、例えば今決めているのは単身者であれば2DKという形にしております。それがもし今後、例えば3DKだとかの住宅がたくさん空くようになったら、それは2DKから3DKに変えると、こういったようなことは検討していけるのかと思います。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） わかりました。次の点に入ります。次の住宅マスタープランの推進状況等についてなのですが、まだ計画の途中ではあります、計画どおりにはなっていないという答弁をいただきました。しかしこれに対して、計画が遅れば遅れるほど建物の築年数等が経過していただくだけではなく、新たな課題も出てくるのではないかと思います。今後、計画の見直しなどは実際に行われていくのかお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） プランの関係です。計画につきましては住宅マスタープランと、それから公営住宅ストック総合活用計画、それから公営住宅等長寿命化計画、この3本で計画を立てております。計画期間につきましては、平成31年度までの計画になっております。計画は途中で、31年度前に見直しをするかというところ、そこは今のところ考えていませんので、31年に向けて必要なことを調査をしていきたいと現在考えています。それで、たくさんの課題がありますので、そういったものを31年に向けて検討しながら、それから住まわれている方に当然状況等を確認しながら、そういったような作業をしながら31年の見直しですか、それに向けて進めていきたいと考えています。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。実際に町営住宅には多くの方が暮らされていますが、暮らしている住民の方たちにはこの計画は周知されているのかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 計画はきちんと周知されているかという部分ですけれども、この3つの計画が全て住まわれている方にきちんと届いているかといわれると、届いていない部分はあると思います。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 私は、実際に暮らしている方は本当に何十年も住宅に暮らされている方もいらっしゃいます。なので特に長寿命化計画等の修繕の予定は、周知を徹底していくべきだと思います。住民に周知して、計画を共有して、計画が遅れるときや見直しがないかなど町民の声を広

く聞いていくべきではないかと思えます。実際に住まわれている方からも自分の住んでいるところがどうなってしまうのか。自分で修繕できるうちはしているが、いつまで頑張ればよいのかわからないとの不安の声が聞かれています。この声に対して町の見解をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 住まわれている方の意見という部分です。例えば耐用年数が過ぎていてそこに住まわれている方がいつまでその住宅があるのかといったようなこと不安等だと思いますけども、こういった部分につきましては先ほどちょっとお話しましたけども、計画を見直すまでの間に各住宅のほうに出向いて行ってそれは調査をしようと思っておりますので、そういった中のご説明をしていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。本当に今実際に不安に思われている方が多くいらっしゃいますので、広く回って町民に対して細かい調査を期待しています。次の点に入ります。次の、町営住宅の環境の老朽化についてであります。建物の老朽化の進行によって町にもさまざまな要望が出ていますが、要望は築年数が経過すればするほど増加すると思えます。なので早急な解決が必要になってきます。私のほうにもよく建物が古くなってきたのでネズミが頻繁に出るようになった木製の窓枠が腐ってきているなどという住民の声を多く聞きます。そしてこれらを住民の方々はネズミ対策として市販のネズミ捕りを購入されたり、セメントを購入しネズミの進路をふさいだりしています。窓枠の対策では、風で揺れないようにするために新聞紙を何枚も窓にかましたりしています。このような木製の窓枠が腐っている状態だと窓の開閉ができなくなってしまうために換気もできない状態になってしまいます。このことから衛生面だけではなく、火災が発生してしまった場合などの避難経路としての使用もできない状態であり、防災面の低下にもつながっている現状であります。冬場には窓枠が腐っているところから寒気が入り込んできてもいます。町としてこのような現状をどのように捉えていて、どう対策をしていくべきかとお考えかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 窓枠だとか、それからネズミの対策についてお答えしていきたいと思えます。まず窓枠の改修につきましては、長寿命化計画の中で計画としてはあります。ただ、先ほどご説明したとおり、やはり予算等の要因もあってなかなか計画どおり進んでいないというのがあります。それで、その窓枠がどこの住宅のどこがどういう状況だというのは前回調べた部分はあるのですが、それからちょっと時間がたっていますので、そういった部分を再度調べていかなければだめだと思っております。それからネズミについても、多分その床下換気口が腐っていて、そこから入るだとか、そういったような要因でネズミが発生しているとも捉えられますので、それも合わせて調査をしないとだめだと思っております。その調査をした結果でどのくらいの量があるか、ちょっと今わかりませんが、それは優先順位をつけてやはり修理をしていかなければなら

いとは思っています。ただ、それは全体の予算の中のことでもありますので、一遍にはちょっとできないと思いますけれども、そういった中で組み立てをしながら、対応していきたいとは思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。私はいくら建物が老朽化をしているとはいえ、このような状況だと、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅、これが公営住宅法第1条に明記されていますが、このような状態だといえるのかと疑問を感じます。一日も早く現状を把握して、早急な対策をするべきだと思います。老朽化の影響で多くの問題を抱えている現状がありますが、実際に暮らしている方たちがそれぞれ努力で対処されて乗り切られていることが多いです。しかし、住んでいる方たちも高齢化しています。実際に暮らしている方たちからも、いつまで自分でできるかわからない、今までできたことがこれまでどおりできなくなっているとの声が多くあります。高齢化が進行するほど、このような声はふえてくると思います。町としてこのような町民の声にどう応えていくべきか考え方をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただいまのご質問ですが、現在の、ただいま戸田町長がご答弁申し上げました住宅マスタープランですとか、それから公営住宅ストック計画ですとか、長寿命化計画ですとか、これらのプランを策定するときにそれぞれの公営住宅の町内会長さん、所管している町内会長さんをお願いして、それぞれ入居者の方々と懇談してきたという経緯があります。そういう中では今森議員がおっしゃるような課題が出されました。窓枠の隙間を早く直してほしいですとか、それから開閉部分の閉まり方が悪いのでそういうのを直してほしいとか。私ども正直言って、例えばお風呂のない公営住宅、そういったところにお風呂をつける考えが1番要望があるかと思ってそういう会議に臨んだのですが、結局そういう部分が家賃収入に返ってくると、実態で低家賃住宅に入られている方は、それがかえって月々に非常に家賃が高くなるということは自分たちとしてはなかなか難しいと。それよりもまずはそういったすき間だとか、身近なすぐ手をかけられるようなところからの対策をお願いしたいという声を押さえています。そういう中で、まず全体としてはそれぞれの団地、先ほど森議員からお話あったとおり老朽化が進んでいる、昭和40年代から建てられている住宅、そこを今どうしていかなければならないかというのをまず最初に考えております。そのことはあと3年後になりますけれども、プランの見直し、新たにまた見直しをしますので、3年後につくるのではなくて、今からその課題を整理しながら、どういう方向性になるかという部分に着手してまいりますので、まずその全体のあり方をどうするか、これをまず整理させていただきま。それともう一つ、個々の個別対応です。今、入居されている個人の、ある家ではこういった課題がある、あるところは問題ないと、いろいろそこに入居されている部分での課題がありますから、それは年間いただいている修繕費の中で優先順位を決めて、その部分はしっかり対応してい

たいという考えであります。いかんせん老朽化が進んでいるということも十分認識していますから、やはり入っている方が、住宅困窮者の方々がやはり一定限の水準の生活を送れるような環境は整えたいという考えであります。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。私はこの老朽化対策においても、次の点の住みよい環境を保つ対策と重なるのですが、何よりも早急に修繕をしていくことが重要だと考えます。そのため早急な修繕を実現するためにも、例えば余り使われていない用途廃止になっている平屋の住宅から使える備品をリサイクルして使用できる部分はあるのではないかと考えました。具体的には空き家の建物の中に入ることはできませんでしたので、中の備品の状況がわからないのですが、窓枠にいたっては木製なのでどこも腐っていてリサイクルはできそうにない状況であります。外から確認できた限り、空き家の物置がまだ使えそうな状態で残っている一方で、住まわれている方の使用されている物置が今にも崩れそうになっているところがあります。また、窓ガラスは割れてセロテープで修繕されているが、空き家になっているガラスは割れていないという状況もありました。このように空き家を利用して備品を集めてリサイクルできるものを活用する修繕のやり方だと早急に予算も最小で修繕できると思うのですが、町の見解をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 空き家になっている住宅の使えるものを修理とかに利用するという部分なのですけれども、例えば使えるものというのはどういったものということはあると思いますけれども、そういった使えるものがもしあるとすれば、それは利用することは可能なかと思えます。それから物置につきましては、使える物置があったとしたときに、それを壊れているところでまた使うという形にするのですけれども、その物置が木製の物置だとこれはまた使えないとか、スチールだったらいいとか、それから連結されていたら使えないとか、いろいろなことがありますので、その状況に応じてそういったことは考えていきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。次に、はまなす団地の環境に入ります。こちらの住宅環境なのですが高波の危険性もあり、実際に大きな岩が何個も住宅の近くまで打ち上げられています。このことから住民の方も恐怖感を強く抱いております。このような避難が必要になる可能性が高い場所、この場所に障がいを抱えている方が暮らす住宅があるというこの現状を町はどのように捉えているのかをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） はまなす団地の関係です。高波による影響の部分なのですけれども、去年の9月、それからことしの1月に高波によって避難をしていただいたという状況です。そうい

った高波が上がってくるような状況のところ団地があるということは、その団地の環境としては決していいとか、適切だというふうには町のほうでは押さえていません。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。環境面についても大きな危険性があるのですが、この住宅内においても居間の窓から外に出る際にスロープがついていますが、このスロープの斜傾が余りにも激しくなっているために、こちらの箇所にも私はとても危険性があるのではないかと思います。実際に地面がぼこぼこしているために正確な数値は私は図れませんでしたが、地面の高さから約40センチありました。これに対してベランダのスロープの斜傾の長さが約140センチであります。福祉の住環境の観点では、高さ掛ける12倍の斜傾の長さが安全なスロープの斜傾といわれています。実際にはスペースの関係でそこまで長くも設置できないという状況があったとしても、余りにも現在の勾配は急過ぎです。このような状況で果たして本当に避難が必要なときに使えるスロープなのか。ましてや実際に介護されている方もスロープが急なためにはって上っているという声も聞かれています。そのためこのスロープはないほうが安全に出られるのではないかとさえ思っています。本当にこのような環境で住民の安全が保たれていると言えるのか、町の見解をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） はまなす団地のスロープの関係です。ベランダ側についているスロープだと思います。今、森議員言われたその40センチに対してスロープの長さが1.4メートルという部分なのですが、これは多分ですけれども、昔の古い基準で整備されたスロープだと思います。ちょっと私も現地をきちんと確認していませんので、その場所をもう一度確認した中で対応させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。この現地を確認する際に1点確認してもらいたい箇所が、私もう1点このスロープに対して気になったのが、実際に入出入りする際はベランダからの出入りになるので窓ガラスが2枚あるのですが、その窓ガラス1枚分の横の長さが避難経路になると思います。しかしこのスロープの横の長さが窓ガラス1枚分よりはるかに長い長さになっています。そのため何が起きるかといいますと、普段の生活上のときにもどちらの窓から出てもスロープを通らないとだめな状況になっています。実際、私はそのような状況だと余り意味がないのではないかと思います。生活が不便になっているだけだと思います。なので私は本来あるべき形としては、窓枠1枚分の長さがスロープであり、もう片方の窓枠のほうに階段をつけてあってこそ福祉住環境のあり方であるのではないかと感じました。ましてやスロープのところにも表玄関のほうのスロープには手すりがついているのですが、裏の玄関にはスロープがついていない状況でもあります。ぜひこう

いうところも調査をいただければと思います。そして私からの最後の質問になりますが、本当にこのはまなす団地の環境においては早急に移転等の対策が必要になってくると思います。なぜなら命にもかかわるべきことであるからです。先ほどの町営住宅バリアフリーにリフォームに 800 万円ほどの予算がかかるとの答弁がありましたが、移転対策としても高齢者対策としても重要なバリアフリーの公営住宅が白老町に今後必要になると思うのですが、町の福祉対応としての今後の公営住宅のあり方をどうお考えかをお伺いして質問を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 福祉住宅という部分で日の出団地がそういう環境が整えてはありますが、今、最初にご質問あったはまなす団地については、ことしの1月の予算編成のときも、この部分理事者含めて担当課と随分この辺は議論しました。積算が余りにもちょっと高かったのもう少し教員住宅ですとか、職員住宅ですとか、そういったところをうまく活用して、コストをなるべく抑える部分でできないかというちょっと課題を投げて、それを今ちょっと今年度においてもう少し積み上げると。できるだけ今、リサイクルというお話もありましたけども、お風呂一つにしてもバリアフリーのお風呂だとユニット式で 100 万円とかにすぐになってしまうので、どういう方法でコストを下げながらバリアフリーの住宅ができるか、その辺をもう一度しっかり積算をさせるということで指示は出しています。そういう部分ではまなす団地の部分の移転を考えているというのは現状でございます。福祉住宅という全体の中の捉え方ですが、今戸田町長ご答弁申し上げた中で充足率という部分、それから今後高齢化になっていって、ますますその入居者にとっては通常の公営住宅ではなかなか住みづらいという部分もありますので、これは単に建設課のみだけでどうしていくという部分はなかなか難しい点がありますので、先ほど3つの計画の見直しがありますので、高齢者介護課のほうとも、それから健康福祉課のほうとも連携を図りながら全体的な福祉住宅のあり方、その辺は今までの部分を押さえつつ、今後どうしていくか、それから計画の中で十分詰めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上もちまして、7番、森哲也議員の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午 後 3 時 1 5 分

再 開 午 後 3 時 2 5 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

◇ 松 田 謙 吾 君

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員登壇願います。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。私の通告の質問がこの2日間の、先ほどまでで全部

質問されて私の組み立てが全部くるいました。それで山本議長からダブった質問はしないことと言われていますが、できるだけダブった質問はしないです。また、通告にないところも出ることをお許し願いたいと思います。それでは質問をいたします。その前に舛添要一東京都知事はきのう辞職いたしました。白老町に別荘があり定期的に別荘に来て、20年近く振興交流があった。戸田町長も知事就任後、一度昼食をともにしたが白老にゆかりのある方だったので残念だったと、このように報道されておりました。一連の報道を見て、政治に携わる者は信頼、そして姿勢、説明責任の重さを改めて肝に銘じなければならぬと報道を見てこのように思いました。

それでは質問いたしますが、笑顔あふれる元気なまちを目指した選挙公約、三つの約束と5本の柱、23の政策に対して3点質問いたします。

町立病院の改築を前提に医療、介護サービスの充実を図るとともに、時代の変化に対応して検討委員会を設け、長期展望に目を向ける。

それからもう一つは、交通事情の不便な地区の地域のお年寄りなどに弱者救済買い物予約バスを運行する。

もう一つは、地域担当制度を導入します。5つの地区のさまざまな声を把握し、直に町長に届ける。こういう選挙公約、3点に質問をいたします。

(1) 町立病院改築の基本的な考え方について。

①町立病院改築に係る平成18年の経営診断、シミュレーション、議会の調査、北海道の連携構想、24年再度の経営診断等にこれまでに要した費用と、これらを受けての具体的な取り組みについて。

②町長任期内での病院改築の政策判断について。

③町民、高齢者、患者、病院を守る友の会の声、意見等をどのように改築に反映させるのか。

④老人保健施設「きたこぶし」の存続と人工透析診療科新設の考え方について。

(2) 高齢者や交通弱者を支援する地域公共交通について。

①循環バス元気号の運行の実態と利用者減少の原因について。

②高齢者・交通弱者の多い地域の実情に照らした、買い物、通院の利便性を重視した運行体制の見直しについて。

③新しい運行改正まで待てない。改正前の運行体制に即戻す政治判断が必要ではないか、このことについて。

(3) 地域担当職員制度について。

①地域担当職員制度から集落支援員に変わり募集しているが、その経緯について。

②過疎地域指定になり、地域を集落とした政策は地域疲弊をさらけ出し、マイナス思考にならないか。

この部分についてまず質問をいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「町長公約について」のご質問であります。

1 項目目の「町立病院改築の基本的な考え方」についてであります。

1 点目の「病院改築に係る経営診断等に要した費用と具体的な取り組み」につきましては、平成 17、18 年度に実施した町立病院の「経営診断」及び「経営シミュレーション」の作成業務にかかる委託料として医療系コンサルタントへ計 399 万円を、また 24 年度に実施した町立病院の今後のあり方、方向性を示す検討資料となる「経営診断」と「病院運営方針報告書」作成業務の委託料として計 178 万 5,000 円を、全国自治体病院協議会及び医療系コンサルタントにそれぞれ支出しております。

また、18 年度実施の「白老町議会町立病院の運営に関する調査特別委員会」等における道外先進区先進事例現地調査費用が 298 万 6,000 円であり、17 年度以降の町立病院の方向性を検討するために要した経費としては総額 876 万 1,000 円となっております。

なお、20 年 3 月に北海道が事務局となった「自治体病院等広域化・連携構想白老地区検討会議」を開催しておりますが、費用の発生はないものと捉えております。

こうした過去の委託事業による調査報告書や政策判断等を基盤としながら、「町立病院改築基本方針策定検討委員会」を組織し、「病院改築基本構想」及び「病院改築基本計画」の策定を進めているところであります。

2 点目の「任期内での病院改築の政策判断をする考え」につきましては、3 月議会においてご答弁申し上げましたが、私の町立病院にかかる政策公約は「町立病院は計画をつくり町民参加の協議会等を設置して平成 30 年度に改築に着手します」であります。

また、「病院改築基本構想」において 28 年度秋ごろを目途に「病院改築基本計画」を策定し、29 年度実施予定の北海道並びに総務省等関係機関との起債協議や事前ヒアリング実施後の 30 年度に基本設計を、31 年度に実施設計を、32 年から 33 年度の 2 年間で建設工事を進める病院改築に係る整備スケジュール案をお示ししているところであります。

3 点目の「町民等の声、意見をどのように改築に反映させるか」につきましては、本年 1 月に町内会連合会や各町民団体等の代表者、町立病院運営審議会委員及び一般公募の方々を合わせた 10 名の委員による「町立病院改築協議会」を設置の上、会議における各委員からの意見・要望等を聴取した上で、副町長を委員長とする「町立病院改築基本方針策定検討委員会」を開催し、「病院改築基本構想」について方針決定したところであります。

また、「病院改築基本計画」の策定にあたっては、引き続き、同協議会を開催の上、委員からの意見等を聴取するとともに「町立病院を守る友の会」の声やパブリックコメント実施など、多くの町民の方々のご意見等の拝聴を検討しているところであります。

4 点目の「きたこぶしの存続と人工透析診療科新設の考え方」につきましては、「病院改築基本構想」において、新病院化に向けての懸案事項として課題の整理の上、町としての現状の考え方を

お示したところであります。

町立介護老人保健施設「きたこぶし」の方向性につきましては、21年度の開設当初から現在までの入所者数の推移と収支状況に加え、看護・介護職員の安定確保を含め総合的に判断した結果、今後さらに厳しい経営環境が続くことが予想されます。

また、21年度にきたこぶしを開設した当時、施設基準の緩和措置を受けたものの、新たに改築等を実施する場合、緩和措置は適用されず、多大な設備投資が必要になるなど課題も数多く点在し、経営存続については厳しいものと捉えております。

次に、人工透析診療科の新設につきましては、医療従事者の確保や高額な設備投資、維持管理経費に加え、特に夜間、休日及び災害発生時における専門医療従事者の常設配置が困難と見込まれ、患者の急変時対応においてリスクを伴う医療となる可能性などから、人工透析診療の実施は厳しいものと捉えております。

2項目めの「地域公共交通」についてであります。

1点目の「循環バス元気号の運行の実態と利用者減少の原因」については、27年度の元気号の利用数は2万7,463人であり、前年度の3万725人より、3,262人減少となっております。

月別には12月の路線改正後に減少していることから、それ以降に乗車できなくなった方がおり、原因としましては改正後に路線延伸や乗り継ぎによる乗車時間が長くなったこと、必要とされる路線の減少や時刻の変更などの影響が考えられます。

2点目の「地域の実情に照らした利便性を重視した運行体制の見直し」につきましては、今年度、「地域公共交通活性化事業」として町内全域の実情に合わせた地域公共交通網を調査・検討する予定でありますので、地域住民や交通事業者などの意見も集約して、運行体制や公共交通網の見直しを進めていく予定であります。

3点目の「改正前の運行体制に即戻す考え」につきましては、元気号の運行には国土交通省の認可が必要であり、現行の路線を変更するには補助金制度に沿った運行であるため、白老町内の地域公共交通網を再構築した計画変更を行う必要があります。このためには今年度実施する地域公共交通活性化事業による調査・検討と、白老町地域公共交通活性化協議会での承認が必要となります。

このことから、改正前に戻すことも同じ手続きを要することと、改正前にも地域による課題があったことなどから、改正前に即戻す手続きを行うことは考えておりません。

しかしながら、改正までの期間にも元気号による不便や利用ができないという方がおりますことから、早期に実施可能な実証実験の手法により、町立病院から虎杖浜方面まで帰宅する際の追加運行を行う考えであります。

3項目めの「地域担当職員制度」についてであります。

1点目の「地域担当職員から集落支援員に変わり募集している経緯」につきましては、地域担当職員が行ってきた業務が、総務省における集落支援員制度と類似の業務内容でありますので、その制度を活用して財源を特別交付税によるものとしたしました。そのため、募集にあたっては「集落

支援員」として広く募集し、白老町における呼称としては「地域担当職員」として任用しているところであります。

2点目の「地域を集落とした政策は地域疲弊にならないか」につきましては、「集落」という言葉がマイナスのイメージを印象づけるようではありますが、町では「地域担当職員制度」に国の集落支援員制度を活用したものであり、集落を前面にする政策ではありません。地域担当職員による地区コミュニティ計画の推進が地域のコミュニティの活性化につながり、地域が活力を取り戻すことでマイナスイメージを払拭できるものと考えております。このためにも地域担当職員を早急に選任し、地域との協力体制を整えていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。町立病院の問題については、18年に特別委員会の委員長として調査をした吉田議員が2時間にわたり町立病院の質問をいたしまして、私も何を質問していいのかというぐらいきめ細やかに町立病院の現状を質問されました。それで先ほど言ったように重ならないような質問になりますが、この病院、町長の公約にもなっています。そして町長の4年任期内に先送りになって、そして新たに今、病院構想が先般議会に説明をされました。私は、先ほども同僚議員のお話を聞いていて、まず戸田町長の考え方として病院が必要だということはまずわかりました。私は戸田町長が町立病院の改築を公約にしながら、25年の9月11日に原則廃止する、こういう衝撃的な考え方を議会に述べました。そのほか、戸田町長が諮問した北大の宮脇教授ですか。9点の重要課題を諮問してご意見を伺ったのですが、その宮脇さんも原則廃止すべきだと、こういう意見でした。

それから戸田町長がもう一つ、行政改革として諮問した鈴木勝委員長、この方も十分に検討した結果、原則廃止でいいだろう、こういう諮問をなされました。それから白崎前副町長を先頭とする11人で行った役場検討委員会、この白崎前委員長も廃止のほうに傾いたと。本当に町立病院は私はなくなるのかと思ったのですが、そのあと戸田町長が猪原院長に1年間の猶予を与えるから約1億余りの削減、言うなればあのときは8,901万1,000円です。私は数字もわかっています。1年以内にこれを実現すると、改めて病院も考えましょうというのが、戸田町長の考え方だったと。ですから私は、戸田町長は病院はいらないのだというのが私は根底にあったと思っていますし、そしてこの4年間、1期目の4年間病院を先送りして、それから病院構想が先般出たのですが、今度は33年までに建設を終えるという計画が出ました。これもまた私は、戸田町長の任期が31年11月ですね。ですからこれもまた本気なのかどうか。本当にまだ私の腹の中では病院がああいう基本構想が出たけれども、病院ができるかできないか、また私の腹の中では9分9厘信用していません。そこで、改めて戸田町長、つくる気があるのであれば、この場でもう一回きちんと町立病院をつくれますと、こういう私は言葉をいただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず結論から言いますと、病院は新しくつくります。今、松田議員がお話ししたる今までの経過説明の中に、私の考えが病院はいらぬという言葉があったのですが、ちょっとそこは反論させていただいて、町立病院の原則廃止というのは今後の経営状況とそこまで全部含めての話であって、病院の廃止と医療の廃止はまた違うと思うのですが、公立病院としてこのままの経営状況だと原則廃止ということと、あとは医療は守るという話でありましたので、まっさらにするという考えは最初からございません。そこはちょっとご理解をいただきたいと思っております。その1年たって、猪原院長とスタッフの努力があつて、今度は新しい病院づくりということで、それを今先延ばしという言葉であつて、事実としては4年間でここまでこれなかったというのは私も反省しております。次は病院をつくるというふうに決めましたので、今松田議員は9分9厘ほとんど信用していないということだと思つてのですが、この秋にはきちんとした新しい病院の計画をつくつて、その計画にのつとつて実施計画と改築に進むわけでございますから、今ここで逆につくらないということであれば私も町民の信用、信頼もなくするということでもありますので、私の考えとしてはもう100%新しい病院をつくるというふうに思つております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） わかりました。ぜひ、今度は私は約束を守つてほしい。なぜこういうことをいうかということ、13年に白木委員長が行政改革の病院について諮問をされて、町にものをきちんとやっているのは、とにかく病院はもう改築する時期だと、このように白木委員長が言っています。それから、次の飴谷前町長が任期内に病院をつくる、これも16年3月に言っています。それから今日までもう16年になったのです。この白木委員長のお話から16年たちました。これでまだ病院がこんなことをやっているのです。今つくるというから、私はそれを信用しますが、それでは誰の意見を1番聞くのだと。私はこの戸田町長の病院を原則廃止するというので、病院を守る友の会という方々が立ち上がりました。確か4,612、署名を集めて、戸田町長、それから猪原院長にも病院を存続してください、こういう存続運動を始めましたね。今も確か会員が1,145名ぐらいいて、その方が1年に500円ずつ病院を守る友の会のこういうものをつくりながら苦勞しております。それで私はこの病院を守る友の会の皆さんに戸田町長がどんな思いをしておりますか、そしてその病院を守る友の会のご意見、要望を私は1番白老の大きな団体のご意見だと思つています。この病院を守る友の会を戸田町長はどのように見ているのか。その気持ちをお聞かせしていただきたいと思つています。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） この原則病院の廃止から、この町立病院を守る友の会というのが2人の女性の中から立ち上がつて、今日まで来たわけでございます。大変、これは町民力だと思つておりますので、この守る友の会の方々の意見は尊重したいというふうに思つておりますし、定期的に私のほうに尋ねてきますので、そのときは厳しい要望等々もございまして、非常に貴重な意見として

考えております。町民の意見として聞くのですが、どちらが重要かという話なのですが、この意見も非常に重要でいいアドバイスもありますし、いい要望もあります。ただ、中にはその専門的なもの、私たちは医療従事者ではないので医療従事に関しての要望も中には入っておりますので、この辺はやはり専門家の意見を聞くという姿勢も大切だと思っておりますので、その病院全体の中ではご意見を聞きますけど、それぞれの専門の中ではやはり専門家の意見もきちんと聞きながら、その将来の10年後、20年後、今町立病院は約50年たっていますので、50年後ぐらいのことも考えながら、いろんなことを総合的に判断をしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） それでは、副町長にも答弁を求めます。副町長は検討委員会の委員長ですね。この構想が出ました。これから基本計画、実施設計となっていったら、いろいろ議論になった着工にいくわけなのですが、私には戸田町長は意見を聞きました。私は古侯副町長が、検討委員会の委員長として、この町立病院を守る友の会の活動、活躍、それからご意見をどう思いますか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 私の今のこの病院改築にかかわっての立場から申し上げますと、今、戸田町長がおっしゃったように、非常に町民力としての会のあり方というか、それは評価を十分しております。そこから生み出されてきている要望、意見等についてもしっかりと聞かなければならないし、それを実現に向けて努力していかなければならないとは思っております。ただ、今戸田町長のほうからもありましたように、思いと、それから意見のみだけで、やはり私の立場からいけば、病院改築とはできない部分があります。そういう中でやはり実際にさまざまシミュレーションをしながら、公立病院として、町立病院として本当に町民の皆さんの健康や安全を守っていきながら、そして経営もしっかりとしていく、そういう病院づくりをいかにこう進めていくか、そここのところはさまざまな方々からのご意見、専門的な部分は専門家に、それから町民の皆さんの意見を聞きながら進めていかなければ、本当に将来にわたってしっかりと残っていく役割を果たしていく病院にはならないように考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） わかりました。何といたっても、この定例会2日間を見ていると古侯副町長の答弁がすごく多いし、責任のある答弁をしているものですから、古侯副町長の考えを聞いたのです。この議論の中できたこぶし、老健のお話もありました。今度は老健を切ってしまう。それからリハビリ科も切ってしまうというお話がありました。私はいろいろお話しが今までもありましたが、白老の将来高齢化率が50%にいずれ近づく、団塊の世代がどんどん高齢化になっていくわけですから。私は老健施設の介護老健きたこぶしですね、私はこういう高齢化率からいくと本当に必要な施設だとずっと思っていますし、これからの病院づくりにも欠かせない施設だと思っ

ております。それからリハビリ科もそうなのです。同僚議員から詳しくお話されておりますから私はお話しませんが、私は病人が回復してやはりリハビリなしでは私は真の回復はならない。やはり指を動かすこと、この関節を動かすこと、それから足の関節を動かすことが私は血の巡りをよくして、これが長生きとか何とかよりも、やはりその人が一日も早くちゃんとした老後を終えるためには家にも帰れないわけですから、私はこのリハビリというのは絶対必要な施設だと思っております。私も池田町の病院に視察に行っていました。池田町は 7,000 人ぐらいの人口なのですが、あそこは町長が、これは向こうの言葉です、町長が頑張って頑張ってこの施設をつくることにしたのだと。町長がです。そしてこの福祉施設も併設して、そして人工透析もやる予定だったのですが、たまたま町内の方がこの福祉施設はやらしてくださいと、こういう申し出がありまして、病院としてはその方に譲って、そして人工透析をやっています。あの病院でもやっています。それから羅臼病院、ここも人工透析もやっているし、リハビリもやっています。確かに医師は不足の話を書きました。けどもこういう小さなまちでさえやっているのは、なぜやっているかと。私はやるのにはやはりトップの思い入れだと思います。走ってあるいて、戸田町長も東京ばかり行かないで少し医者に通いなさい。前に山手元町長がよく言っていました。私も一緒にこの議場でいました。町長のやることは医者をしっかり連れてくることなのだと、まず第一はそれなのだと。物づくりの前に医者なのだと、こう言っていました。今、町内の開業医をやっている生田さんも、藤田さんも白老の町立病院の先生ですね、右田先生もそうです。登別でやっている四十九院先生ですか、あの先生も白老町立病院なのです。それだけ優秀な医師をどんどん連れてきたのです。ですから、私は戸田町長ももう少しやはり野宮病院事務長ばかりに任せないで、町長みずから少し汗を流してほしいと私はこう思うのですが、そうすると私はリハビリも、それから人工透析は羅臼は 3 床です、でも町内に 30 名余りいる、このためにつくっている。ですから白老はきょういろいろ話があったから言わないけれども、74 名いて、400 何十人ですか、きょう言っていたのは、次のあれが。ですから私はやはり戸田町長、このリハビリと、それから人工透析は私は戸田町長が考えるべきことだと思います。今、人工透析の社会福祉協議会で送迎をやっていますね。あれは私が確か 11 年か、12 年か今はちょっとわからないけれども、私はあのとき見野元町長に訴えて訴えて、そして見野町長がやろうということでそこからあれは始めたのです。あれは私が言ってやったのです。そのときに私は厚生年金ができるから人工透析、まちで入れたらどうだと、これまでいってやった私は記憶があるのですが、私はこの人工透析はこれから白老の方々のために、ぜひやってほしいと思うのですが、その考え方をまずお聞きしたいと思います。これで私は病院はやめます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、松田議員からきたこぶし、そしてリハビリ科、それから人工透析科の設置についてのご意見等を伺いました。これまでもほかの議員の皆様にもお答えしているように、戸田町長が言っているように、基本的には町民の健康安全を守るためにその町立病院を残したという、その原則に立てば、全て町民が要望している科の設置ということについては、本当に希望

を叶えていかなければならないことは重々、私どももそのことについては考えております。ただ、1問目のご答弁にもさせてもらいましたけれども、なかなかその要望を叶えるためのやはりハードルが大きくさまざまな観点から考えていったときに、なかなか難しい部分があるということの事実を今申し上げております。池田町の実態、それから羅臼町の実態についても、今お話をいただきました。その中において、町の人口的な部分を含めて考えていったときに、やはり本町が持っている、きのうの時点で話された財政力の部分だとか、そういったことも含めて考えていったときに、やはりかなり難しいハードルがそこにあると、そういう観点で今、構想の段階としてはお示しをさせていただきました。リハビリ等については、これまでの議論の中にもありましたように、完全にリハビリそのものはできなくなるような状況は、これは避けなくてはならないと。うちの病院の一つの役割は回復期の部分を占めていくときには、その部分は残さなくてはならない。ただ、その残し方が、では標榜する科として残せるのかということところあたりは、やはりこれは考えていかなければならない。例えば今あるスペースをとって、そのリハビリの部分をしっかりやれば、その部分の解消は100%はそのスペースが100より少ないわけですからなかなか難しい部分はありますけれども、なし得ていくのではないかだとか、そういうさまざまな部分での考え方を、今お示しをし、そして今後また再度町民の皆様のご意見も伺い、それから議会ともこの基本計画の策定にあたっては、全員協議会のときにもお話させていただきましたけれども、全部つくってから出すのではなくて、一つ一つつくる段階で議会にもお示しをしながら、ご意見等々を伺ってつくり出していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 病院のこと、時間がなくなるのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは2点目の元気号の福祉バスにいきます。この福祉バスは、平成6年に始めて、平成12年が1番乗っているはずです。6万7,000人ぐらゐ乗っている。ところが昨年27年は2万7,000人ですか、ずっと激減をしている。この大きな原因は何と捉えているか。このことをまず一つ聞きたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） バスの乗車数の変化についてでございますけども、今お話にありましたように、平成6年から元気号という形で運行を始めております。大きく変わりましたのは、今、平成12年とおっしゃられましたけれども、平成12年に6万7,000人、それでずっと保っていて、平成17年から減少傾向にありまして、それはまず大きな点といたしましては、こちらで考えております要因といたしましては、まず21年4月から総合保健福祉センターいきいき4・6の温泉が沸かし湯に変わったということで利用者が極端に減ったことがあります。それで沸かし湯にしたためにそれまで100円の料金だったものが200円としたということがあります。それで減少は続くのですが、大きな変化といたしまして、平成25年にそのいきいき4・6のお風呂が月曜日

から土曜日から、月曜日から木曜日に変わったということがございまして、その年の平成 25 年 6 月から隔日運行から毎日運行に変わったということで、ここでもまた減少が見られております。そしてこのたびの 27 年 12 月に往復路線から循環型の路線に変えたために 12 月から利用者が減ったというふうに捉えております。

○議長（山本浩平君） 12 番、松田謙吾議員。

〔12 番 松田謙吾君登壇〕

○12 番（松田謙吾君） 私は 6 月 14 日に一日乗りました。北吉原から社台に行って帰りました。私の乗ったときは 12 人です。みんなの名前も一応聞きました。私はその皆さんのお話を聞く中で、やはり不満は来るのも時間かかるけれども、帰るまでの空白時間が長いのだと、これが意見でした。私は先ほど聞いた 12 年に 6 万 7,000 人乗って、去年 2 万 7,000 人、2 万 7,000 人ということは、往復乗るから 1 万 3,500 人なのです。1 万 3,500 人を 295 日で割ると一日乗っているのが大体 45、46 人なのです。乗る人は今は 45、46 人がほとんどそんなに顔ぶれが変わらないそうです。同じような方々が乗っている。私は大切なのは、時間かかっても何してもこの最後まで残っている 1 万 3,500 人の回数、45、46 人、この方々は私は本当に 100 円もいたましい、大事だと、こういう方々が多いと思うのです。100 円でももったいないと言っていました。私はこの方々がどうのこうのではなく、私も乗ってみて感じたことは、虎杖浜から 1 人乗ってきました。このバスに乗るために 4 時半に起きるのだと。家を片付けて、洗濯をして、仏壇に参って、そして何だかんだやるとぎりぎりなのだ。それから白老まで来るのに 2 時間余りかかりますね、萩野でもとまったり。このところがまだそれでも我慢できるのだけれども、帰りが我慢できないのだと、こういうお話をされてきました。私の乗ったときは虎杖浜から 1 人、北吉原から 3 人、萩野から 3 人乗って、あとは白老から乗ったのです。また帰りも乗ったのですが、私は 3 月に戸田町長にいろいろなこのバスの問題があるから、政治決断をなさいと言いましたね。戸田町長はこのたび、私は政治決断だと思います。きのう大淵議員も戸田町長のその決断を大変褒めておりました。私も褒めたいと思います。私は褒めるのは別に戸田町長を褒めるのではない。やはりそういう決断をして町民の思いをこう感じて、このやったことには私もよかったと思っております。私が感じたことは、白老の方が意外と多いのです、6 人乗りました。川沿、それから球場前の入り口、それから末広、それからくまがい前、6 人乗ったのです。どこまで行くのといったらすぐそこなのです。風呂か病院なのですが、帰りがまた 510 円で帰るのだと。でも 510 円でも歩けないのだと、こんなことを言っていました。今度、戸田町長の政治判断でやったこのバス、これは今度 500 円ですね。私は 500 円では乗らないと思います。なぜかという、先ほど言ったように 6 万 7,000 人の乗っていたころの方々と、今 2 万 7,000 人乗っている方々は考え方が違うのです。6 万何千人乗ったころはひまつぶしで乗った方もいるし、これはきちんと私聞いています、ひまつぶしにこのバスに乗っているいろいろな方と会って話すのが楽しみなのだ、これで乗った方が随分おりました。今は違うのです。今は本当に乗らなければならない方々、100 円でも大事な方々が乗っているわけですから、私は試験的といい

ますから 500 円でやるのはいいのですが、私は 500 円ではおそらく乗らないと思います。これだけは私は言うておきます。それから私はこの乗っている間に運転手とよく話しました。いない間がありますから。そうしたら、私はこの計画立てるときにあのバスの運転手に聞くのが 1 番いいのではないかと感じました。いろいろなことを知っています。この停留所はよくて、ここは悪いとか、それから次の停留所であのおばあさんが乗るとかみんなわかっているのです、どこで降りるかも。ですから私はこの運転手によく聞いたほうが 1 番いいと、こう感じました。それからもう一つ感じたことは、デマンドバスの話もありますが、私はバスを 3 台にして、2 台は萩野、北吉原、一日おき、路線を変えて隔日制にしたほうがいいのです。そして白老、社台は小型バス 1 台あれば、社台は 1 カ月に 2 人しか乗らないそうです、この同じ人が。運転手が 2 人しか乗らないと言っていました。運転手はうそを言いません。ここで言ったら社長インターネットで聞いて運転手怒られますから、もっと言いたいことがたくさんあるけれども私は言わないです。それから乗ってみてあまりにも道南バスのバスがボロくさいです。何か昔の板スプリングか何か知りませんが、白老一日 4 時間乗っている方々はこれだけで疲れます。だから乗らなくなっていると、これもあると思います。とにかく道路が悪いから、道路もよくない、パッチ道路だから。ですから、私はこの道南バスにこんなボロボロバスを持ってきていいのですかと運転手に言いました。これ以上いうとまた運転手が怒られるから言えない部分があるのですが、私は白老の今バス代払っているのはものすごく高いと思います。高くてもいいのです、もっといいバスを要求しなければだめだと。運転手が言ったのではないです。バスをもう少しいいバスに変えないとだめです。それだけのお金を払っています。運転手が言ったのではないです。ですからこういうことも乗客をふやすための私は一つの手法だと思いますが、どうか一つその辺も含めて、デマンドバスだ何とかバスとかいうばかり、補助金をもらってやるばかりではなく、私は今の 3 台をどうして有効にやるかというのも私は一つの方法だと思ったのが、自分が乗ってみてそう感じました。私はバスの要求、もっといいバスを要求、そしてだめなら別なところに変えればいいのです。これぐらいの考え方を持って、高齢者なので、そのためにバス会社にもう少しきつくものと言ったほうがいいと思うのですが、どうですか。そういうことで私はもう少し福祉バスに関しては 3 台か 2 台、この判断はこの現実やっている運転手さんの話を聞くこと。それから乗っている人というか、もう少し、高橋地域振興課長のいろいろ答弁していると全然勉強していませんね、先ほどから聞いています。もう少し勉強してください。私はそう感じました。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） それでは高橋地域振興課長の分、ちょっとフォローしながらご答弁申し上げたいと思います。やはりバス利用されている方、そうではない方、町民の皆さん声を聞くというのはすごく大事で、多分そういう部分で松田議員がバスに乗られたと思います。私のことを言ったらあれなのですけれども、私も実際乗りました。虎杖浜温泉、臨海、始発から乗って、利用されたのは私のときは 6 名のお客様でしたが、その中でいろいろ声も聞かせていただきました。それ

はもう松田議員十分承知している内容で、同じようなことでのご意見をいただいたところなのですが、その中で、今ちょっとお話あった中でバス自体、スプリングが硬くて確かに私も感じました。長距離バスとは全然違って路線バスの宿命かとも思ったりはしたのですが、そういう部分でちょっとこの部分は改善という部分の要望は上げていくことは必要かというのは感じています。そういうことによってまたお客さんが利用もふえる。やはりお客さんあつての循環バスになりますから、そういう部分。それから運転手さんの声というのは確かに大事かと思えます。本当にコミュニケーションを図られて、きょうどうしたのってそんな会話が生まれるくらい運転手さんとあつたというのは実態にありました。以前はちょっとドライバーさんに対しての厳しいご意見もあつたのですが、すぐ事業者のほうにそのことを伝えまして改善してもらおうように対応はしているのですが、一方ではそういうお客様とのそのコミュニケーションを図られているというのは実態と感じましたので、見直しにおいてはそういう声もしっかり聞くことが大事かと思っています。たくさんご意見あつた中で、戸田町長は今回、政治決断をしたという部分の評価もいただいたところなのですが、予算編成の議論になってしまいますけれど、やはり組み立てる中では随分原課とのやり取りも理事者もありました。最終的にはこういう方法で進めると、それから料金のことについても公平性といいたいでしょうか、そういう観点で 500 円でスタートしているという部分があるのですが、今回の歳入ではちょっとその分は見込んでいませんので、実態の中で今いろんな分、懸念されている部分があります。実証実験ですので何か月間やっていて、そこでまたいろいろな組み立ての部分で声が出てくると思えます。実証実験、ならばこう変えたらどうかということも少し柔軟に対応しようと考えていますので、そういう部分で料金のことも含めて、十分その辺を実証実験の中で押さえて、最終的なその循環バスのあり方につなげるようなことも方策として考えていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 12 番、松田謙吾議員。

〔12 番 松田謙吾君登壇〕

○12 番（松田謙吾君） このバスについては一言だけ最後に私の乗った経験からいうと、北側はでこぼこな路線があります。クラウン、柏洋団地、イワクラ団地、青葉団地はでこぼこです。ですからバスの時間を進めるには、まっすぐ走るバスとでこぼこを走るバスと分ければ何のことはないのです。そして隔日制にして、一日おき制にしてやると、小型バス 1 台をふやせば、デマンドバスは相当お金がかかる、私はお金がかかっていいのです。いつもいっているのは栗山の例と、当別の例と、ニセコの例を私は言っていますね、5,000 万ぐらいかかっていると。それからいくと白老はまだ微々たるものです、この高齢化率からいくと、それからまちの広さからいくと。ただ、このでこぼこの分、ここの部分さえ考えれば私はこのデマンドバスなんかは必要ないような気がします。私はこれでバス 3 回乗りましたから。その辺を考えると、私は解決するのではないかと考えております。これらにはもう答弁入りません。

次にいきます。この地域担当職員制度、これは戸田町長のこれも選挙公約ですね。私はこの集落

支援事業、集落という言葉に私はびっくりしたのです。私はここで生まれているのですが、昔から戦後です、戦後私は4歳だけれども、戦後をいうと集落なんて言葉は聞いたことありません。それから昔は部落といったのです。それから小団体というか、開拓者がたくさん入って竹浦、北吉原、石山に入った、これを小団体といったのです。その地域を集落とはいいません。それから戦後、白老のまちは7,000人ですね。その頃は、これは部落といていたのです。そのころは、昭和29年にまちになって、ここで運動会をやったときは部落対抗運動会といったのです。それがこのたび集落という言葉を使いました。その集落という言葉を使ったこの理由をここに書いてあります。戸田町長の先ほどの答弁でこんなことを言っていました。地域担当職員が行ってきた業務が総務省における集落支援員制度と類似しているから、業務内容であるので制度を活用して財源を特別交付税、これをもらうために支援と使ったのだと、こういう書き方ですね。私は集落支援員として募集し、白老における公称として本当は地域担当職員なのだと、だけれども補助金をもらうために集落と使ったのだと、私はこう受けとめたのですが、どうですか、それでいいですか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 戸田町長ご答弁いたしましたように、集落支援員制度というのが総務省の制度でございまして、それを地域担当職員の財源として活用したということが経緯でございまして。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） そうすれば、この補助金をもらうためには総務省をごまかしているということになりますね。私がそう受けとめたのです。地域担当制度とって、今までの担当職員はみんな辞めたのでしょうか。はっきりいうけれども12万7,500円の給料安くてみんな辞めたのです。それはずっと言わないけれども、現実はどうでしょう。それで今度、去年から補助金をいただいた、補助金をもらうために集落と使った。これで間違いないでしょう。ですから私は今白老のまちは、確かに戸田町長きのうも7億円ぐらいの財源もできたような話もありました。それから町民税も超過税率、これも2億6,000万円ですね。こうしながらやって、去年1年間ほとんど私が見る限りでは、特別交付税にももらえるような支援事業、こればかりやって、一般財源を使わないように使わないように、貯めるように貯めるようにしたからお金が貯まっているのです。町民サービスを切って、職員の給与も切って、そして町民の税金で成り立っている。それを貯めただけなのです。この制度も、それをもらうためにこうしている、それでいいのですか、こういうやり方ばかりして。まずこれでいいのかどうか一つ聞きたいです。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 言葉の使い方だと思うのですが、決して総務省をだましていうことはありません。総務省でこの集落支援員制度という制度ができて、それに対する仕事をすれば特別交付税で予算をくれるということでもありますので、その内容が地域担当職員制度と類似して

いるという、若干の違いはあるかもしれませんが、大枠はほとんど同じだということで、それであれば国が目指す地域づくりと私の考える地域担当職員の地域づくりと同じでありますので、それだと単費で町の予算を使わないで、この集落支援員制度という形を使って国からもお金をいただいて、国にもある地域づくりを行ったところでもありますので、それは理解していただければ、だますとかだまさないとかということではないと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） きんの西田議員が集落について質問したから、これで私の言うところがなくなっているのですが、きのは集落を逆手にとって活性化につなげる。それから集落制度はバラ色のまちになるための政策だと、こういう言葉も出ました。まちは補助金で確かに成り立っています。財政規模が62億円で、町民税が20億円ちょっとですから、そして超過税率入れて23億円ですから。ですから私はこれを3割自治と昔からいうのですが、そのとおりなのです。私はこのまちのこういう実態を、補助金だけでこうやっている実態、これにばかり頼ってまちづくりをするのであれば、この戸田町長のいう多文化のまちづくりと、集落を合わせて合体させたまちづくりをしていくという、こういう考えなのですか。まずお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 交付金、補助金等の考え方でお答え申し上げますと、今3割自治というのは昔からいわれてきた、そのとおりなのですけれども、やはり頼るものがあればやはり頼りたいというのが、我々行政マンとして、せっかくだいいい制度があつて、それをうまく有効活用することによって政策が組み立てできるのならば、それはやはり有効活用していきたいというのは基本にあります。富国財政でふんだんにある財源であれば多少のことは単費でやっていくという、そんな時代になってくると本当にいいのですけれども、今はまだ財政再建中という厳しい環境にありますので、その辺はやはり制度はしっかり活用したいという考えであります。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 白老のまちは今、10年間の財政再建、ちょうどこの日で終わりますね。そして、これから自立していくための戸田町長は一生懸命お金を貯めようとしている。いずれにしても白老のまちは2060年、めどとしてみているのは約5,500人ですね。5,500人というのは、昭和10年なのです。昭和10年、白老のまちの人口6,500人です。いずれにしろこういうまちになっていくのです。ですからそれをとめようとするのが多文化のまちづくりではないですか。そのために多文化のまちづくりをするのだと、集落にならないために多文化のまちづくりをするのだと、私はこう受けとめているのです。ですから私はこの2060年、6,509人を見ていますね、44年後。昭和10年に白老のまちは6,562人だったのです。ですから私はこのまちにならないために多文化のまちでまちおこしをして人口減ストップをかけるためにやっているのだと、そのために集落とい

う言葉を使うのだったら違うのではないかというのが私の考えなのだけれど、私の考えは間違っていますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今ちょっと考えながら聞いていましたけれど、考え方は間違っていないと思います。集落に対するちょっと考え方の違いだと思うのです。地域担当職員制度と集落支援員制度を今活用するというのと、多文化共生の話がありましたけれど、この集落対策というのはやはり高齢化になってきて、地域の隣の距離がだんだんできてきて、高齢化になって買い物も病院も含めてなかなか動けない。だからその集落をきちんとコンパクトにその8つの課題があったのだけれども、それをきちんとしようというのが集落対策でまずあると思います。だから集落を進めることが、その多文化共生とあわないということではなくて、多文化共生は多文化共生でお互いを認める過程の話でありますので、それはまちづくりでありますから、それはこの集落支援員制度を使って、その地域を活性化する、高齢者にもきちんと住みよいまちをつくるというのがこの集落支援員制度でありますので、その辺は一致していると思うのです。ただ、今松田議員がおっしゃるとおりに集落にしているのかといたら、それはまた別な話でありますので、その辺はちょっと考え方が違うと思うのですが、松田議員言っていることは私はあっていると思います。ただ、集落に対する考え方というか、認識は違うのかと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 私はこの集落にこだわっているのは、私は集落という言葉は恥ずかしいです。例えば私のところにお客さんが来て虎杖浜に行こうとしたときに、今後は虎杖浜集落に行くかということになりますね。社台集落に行くかということになりますね。私はそう思っているのです。ですからこの白老のまちは、私もここのまちで生まれてもう74歳になります。なぜまちがこうなったかと。私は1番大きな原因はやはり身の丈を超えた事業をやって、そしてバイオマスの失敗、それから白老港142億円かけてまちの負担29億4,000万円、これだけの今償還6億円していますね。バイオマスはまだやめられないのです。補助金、補助金といって補助金を返せなくてバイオマスを続けているのです。ことしは1億2,000万円ぐらいあそこに投げるのです。ですから私は先ほど補助金、補助金といったのは、これをここのところに残っているからいったのですけれども、やはり補助金頼りばかりでやるとこうもなるのです。補助金の失敗もあるのです。補助金は失敗したら今度は返さなければならないのです。それが今足かせになって白老のまちがこうなっているのです。ですから私は先と後あれだけども、やはりこの補助金の使い方も使えばいいということではなく、やはりみずから汗を流して、自分のまちの財政規模にあったまちづくりを町民に重々理解していただいて、そしてどうしても町民がほしいなら、例えば町立病院がほしいなら町立病院特例債でもいくらかつくったらどうですか。それが町民が理解することなのです。そうやってお金をつくって、ですから補助金、補助金ということばかりではなく、自立するには財政規模にあ

った、町民がみんな納得する、そして孫、子の代までそれが生かされる、こういうまちづくりが私は基本だと思うのですが、戸田町長はまだ若い、次の時代も来るかもしれません。そういうことは、この肝に銘じて補助金の使い方も含めて、しっかりしてもらいたいと思うのですが、最後のその考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 確かに財政が大変になった理由は、松田議員おっしゃったとおりでございます。きちんと反省をして、そういうことがないように将来に向けて私たちも行っていきたいというふうに思っております。また補助金の考え方もそうなのですが、大変長く議員をやっている松田議員のお話がありました。真摯に受けとめながら、また決意を新たにまちづくりをしていきたいというふうに考えております。ただ、職員に対して町民からの要望がたくさんあります。財政がなくてできないという現実もありますので、その中に補助制度があるということであれば、まちのために町民のためになるのであれば、それはきちんと職員が取りにいくという姿勢は崩さないでいきたいというふうに思っております。またこれは勝手にできないものですから、きちんと議会のほうにも提示をして、議論をして進めていくことでもありますので、その辺はきちんと是々非々あると思うのですが議論を重ねて進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、12番、松田謙吾議員の一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は、明日10時から引き続き再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時40分）

会議規則第109条の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署名議員 山 田 和 子

署名議員 小 西 秀 延

署名議員 吉 谷 一 孝